

第6期いなみ障がい福祉計画

令和3（2021）年3月

稲美町

はじめに

本町では、平成 30（2018）年に「稲美町障害者基本計画・第 5 期いなきみ障がい福祉計画」を策定し、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労支援などさまざまな分野において各種施策を推進しているところです。



国においては平成 30（2018）年に障害者基本計画（第 4 次）を策定し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」や、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行など、障がい者施策に関わる諸制度は、毎年充実が図られています。

令和 2（2020）年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、生活様式が大きく変わるなど厳しい社会情勢ではありましたが、本町におきましては、前期計画の基本理念である「だれもが安心して暮らせる共生社会の実現」を引き継いだ「稲美町障害者基本計画・第 6 期いなきみ障がい福祉計画」を策定し、本計画に掲げる令和 5（2023）年度の成果目標の達成に向け、障がい福祉サービスの提供体制等のさらなる充実に努めてまいります。

本町といたしましては、障がい福祉サービスなどの充実を図ることで、すべての人が障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で互いに助け合い、支え合い、尊厳をもってその人らしく暮らせるまちづくりをめざします。住民の皆さま並びに関係各位の皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆さま、熱心にご審議いただきました稲美町障害者福祉推進協議会委員の皆さま、また関係各位の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

稲美町長

古谷 博

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の策定体制	3
6. 計画の基本指針	4
第2章 本町の障がい者を取り巻く状況	6
1. 人口の状況	6
2. 障がい者の状況	7
3. 就学などの状況	14
4. 雇用・就労の状況	16
5. アンケート調査から見た状況	18
6. 第5期計画の実績	32
第3章 第6期計画の成果目標とサービス見込量	40
1. 令和5（2023）年度の成果目標	40
2. 障がい福祉サービスなどの見込量	44
3. 地域生活支援事業の見込量	51
第4章 計画の推進と評価	57
1. 計画の推進体制	57
2. 計画の進行管理と評価	58
3. 計画の情報発信	58
資料編	
稲美町障害者福祉推進協議会 協議内容	59
稲美町障害者福祉推進協議会 委員名簿	60

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成30(2018)年3月に「障害者基本法」に基づく「稲美町障害者基本計画」と「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づく「第5期いなみ障がい福祉計画」を策定し、障がい者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

国は平成30(2018)年3月に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現などを基本理念に掲げる新たな障害者基本計画(第4次)を策定しました。また5月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立、6月には障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

さらに12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行、令和元(2019)年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、その責務として自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されました。

このように、障がい者施策に関わる諸制度は、毎年、充実が図られており、本町でもこのような状況を踏まえたうえで「第6期いなみ障がい福祉計画」は、第5期計画の期間が令和2(2020)年度で終了することから、新たな国の指針などや障がい者およびその家族のニーズなどに基づき、障がい福祉サービスなどの新たな目標、サービス見込量を設定し、計画的に施策を推進することで、障がいのある人が地域の中で自立し、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障がい福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。

また、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項などを定める「市町村障害児福祉計画」を含むものとします。

(2) 町の計画における位置づけ

本計画は、町政運営の基本的な指針である「第5次稲美町総合計画」の分野別計画として位置づけられます。また、「稲美町障害者基本計画」および他の関連する福祉計画との整合性を保つものとしします。

3. 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、国の基本指針において計画期間を「3か年を1期」として定められていることから、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合があれば適宜計画の見直しを行うこととします。

平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者基本計画（平成30（2018）～令和8（2026）年度）								
第5期いなみ 障がい福祉計画			第6期いなみ 障がい福祉計画			次期障がい福祉計画 (予定)		
		↑ 見直し			↑ 見直し			

4. 計画の対象

本計画における「障がい者」「障がいのある人」とは、手帳のあるなしにかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項）を計画の対象とします。

5. 計画の策定体制

(1) 障がい者（児）実態調査の実施

本計画の策定にあたり、障がい者（児）の実態やニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために、町内に住所のある障がい者（児）を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者から無作為抽出した人
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和2（2020）年9月7日（月）から22日（火）まで
回収状況	配布900件 回収（有効回答）595件 回収率66.1%

(2) 障がい福祉サービス事業所・障がい者団体等調査の実施

障がい福祉サービス事業所、障がい者団体および稲美町地域自立支援協議会に対して調査を実施し、事業所、障がい者とその家族の抱える課題や意見・要望を把握しました。

(3) 稲美町障害者福祉推進協議会での審議

本計画の策定にあたり、学識経験者、各種団体代表者、行政関係者などからなる「稲美町障害者福祉推進協議会」において、今後の障がい者福祉施策などの在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

(4) 稲美町地域自立支援協議会での意見聴取

本計画の策定にあたり、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、「稲美町地域自立支援協議会」から意見を聴取し、計画に反映させました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画に幅広く住民の意見を反映するために、計画案の内容などを広く公表するパブリックコメントを実施しました。

6. 計画の基本指針

本計画に係る国の基本指針に基づき、以下を本計画の基本指針として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者などの自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者などが必要とする障がい福祉サービスなどの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスなどおよび障がい児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者などがその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを身近な地域で利用することができるよう、町内でのサービス提供体制の充実に努めます。

また、町内で提供されていないサービスについては、近隣市町との連携や県の支援により、必要なサービスを確保します。

(3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などの取組を推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援などの充実に図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービスなどを提供するためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の勧奨、多職種間の連携の支援、障がい福祉の仕事の魅力の周知などに努め、人材の確保を図ります。

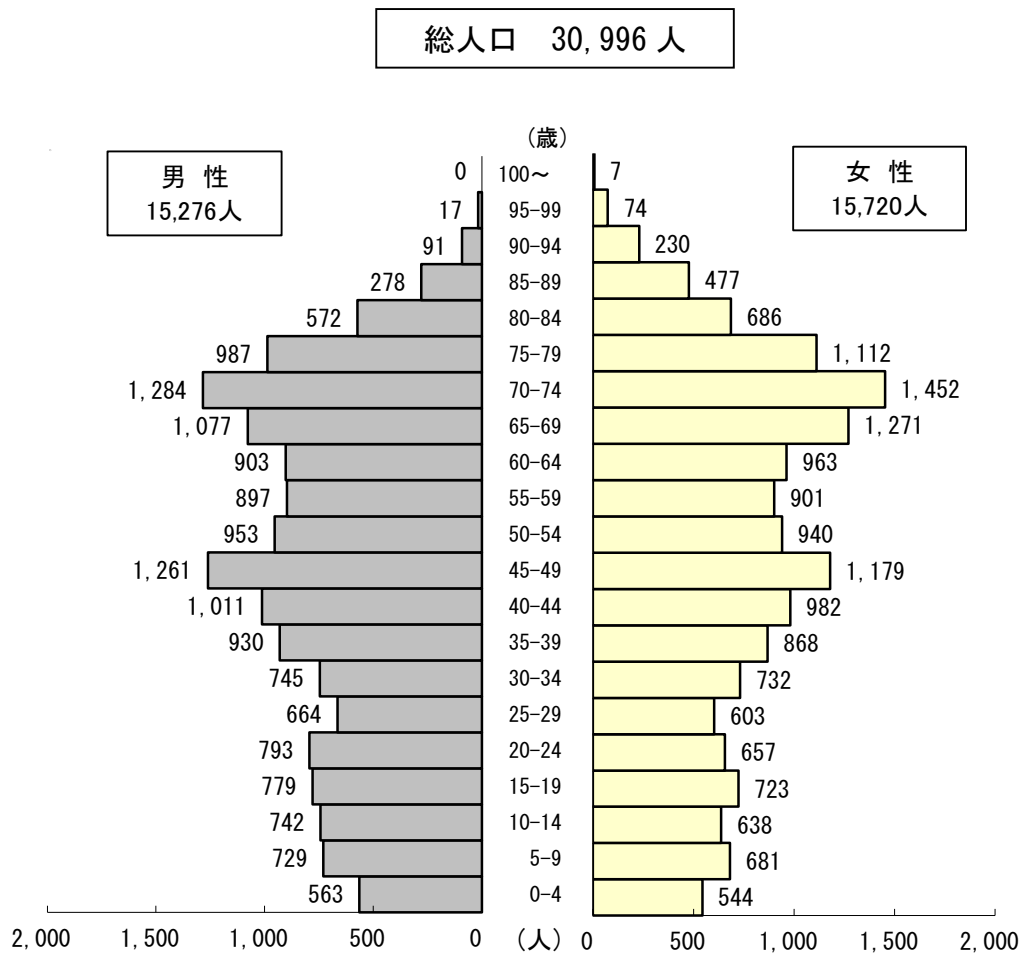
第2章 本町の障がい者を取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 人口構成

令和2(2020)年3月31日現在の本町の総人口は、男性は15,276人、女性は15,720人の合計30,996人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「70～74歳」「45～49歳」などの階層の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳(令和2(2020)年3月31日現在)

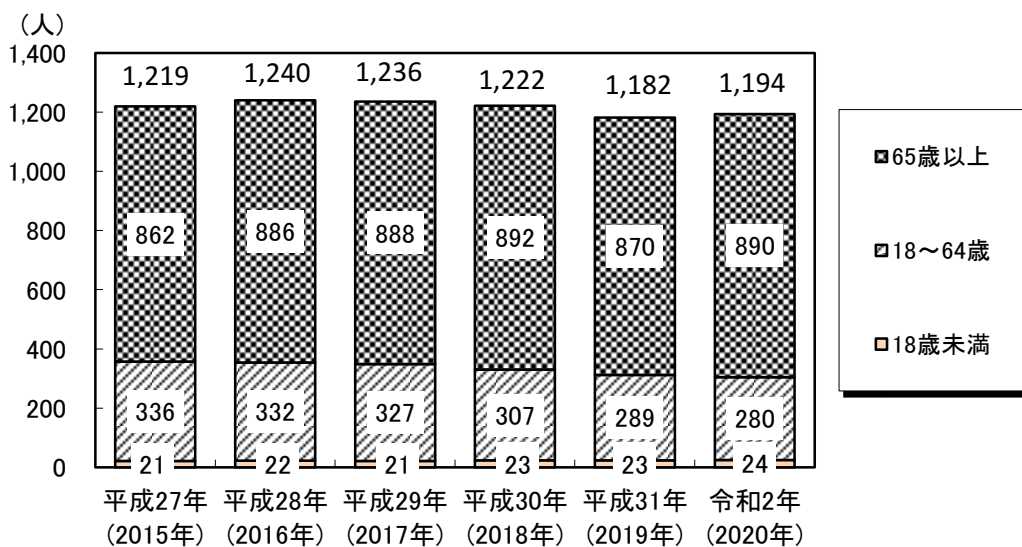
2. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

①年齢階層別

本町の身体障害者手帳所持者は、令和2(2020)年3月31日現在1,194人で、平成28(2016)年以降、やや減少しています。

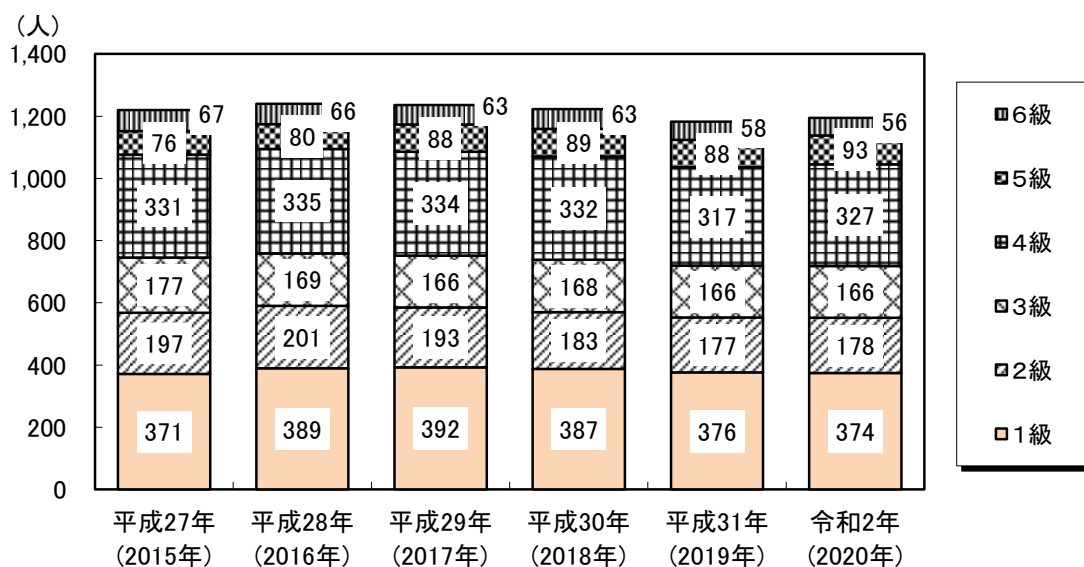
年齢階層別にみると「65歳以上」の高齢者の割合が高く、令和2(2020)年は890人で全体の74.5%を占めています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②等級別

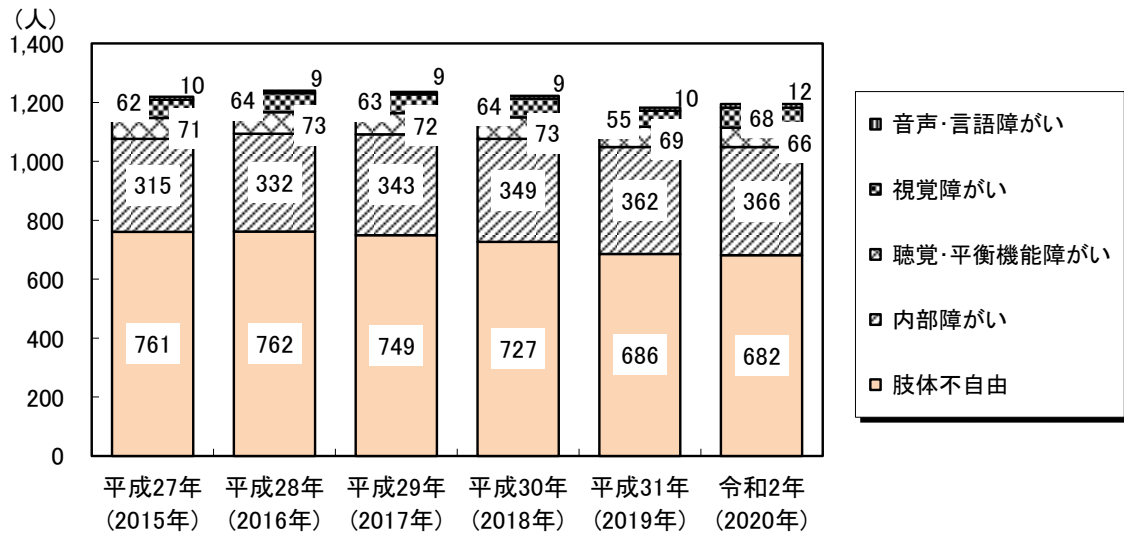
身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「1級」が最も多く、令和2(2020)年は374人で31.3%を占めています。また、1級、2級を合わせた重度障がい者は、552人で全体の46.2%と半数近くになっています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

③障がい種別

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和2（2020）年は682人で全体の57.1%を占めています。また、「内部障がい」は平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて51人（16.2%）増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

④内部障がいの内訳

内部障がいの内訳をみると、「心臓機能障がい」が最も多く、次が「じん臓機能障がい」、「ぼうこう・直腸機能障がい」となっています。

（各年3月31日現在）

内 訳	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
心臓機能障がい	161	168	174	178	193	193
じん臓機能障がい	86	94	95	93	98	101
ぼうこう・直腸機能障がい	39	43	49	50	46	49
呼吸器機能障がい	22	20	18	21	19	14
小腸機能障がい	3	3	3	3	3	3
免疫機能障がい	1	1	1	1	1	1
肝機能障がい	3	3	3	3	2	5
合 計	315	332	343	349	362	366

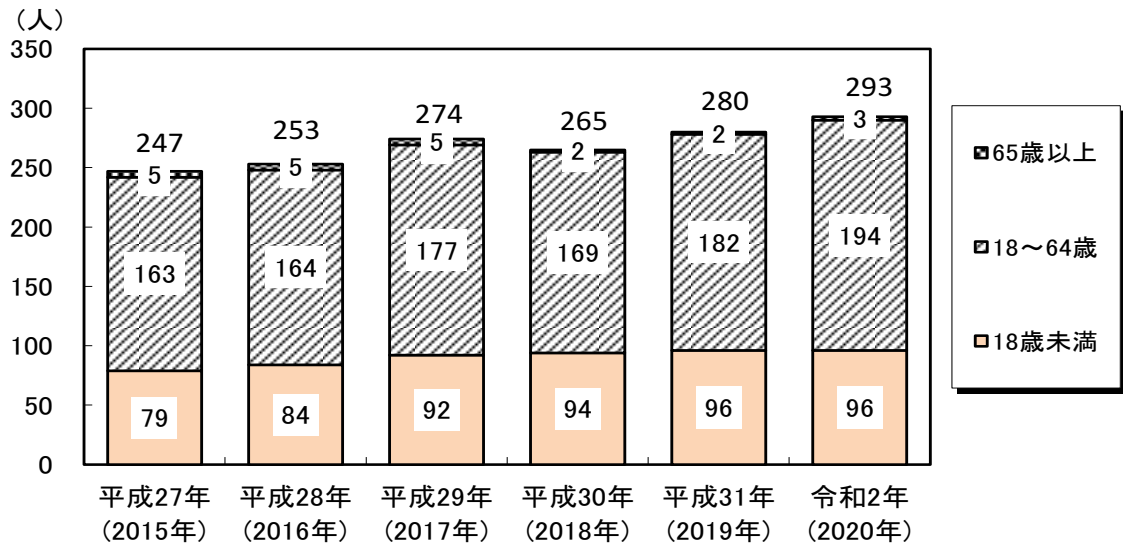
資料：地域福祉課

(2) 知的障がい者の状況

①年齢階層別

療育手帳所持者は、令和2（2020）年3月31日現在293人で、平成27（2015）年の247人から46人（18.6%）増加しています。

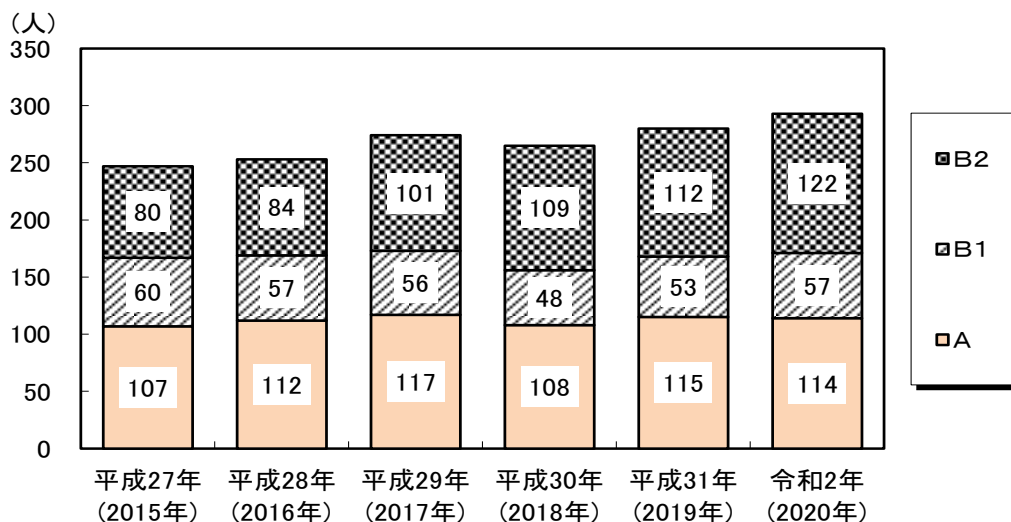
年齢階層別にみると、令和2（2020）年は18歳未満が96人（32.8%）となっています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②判定別

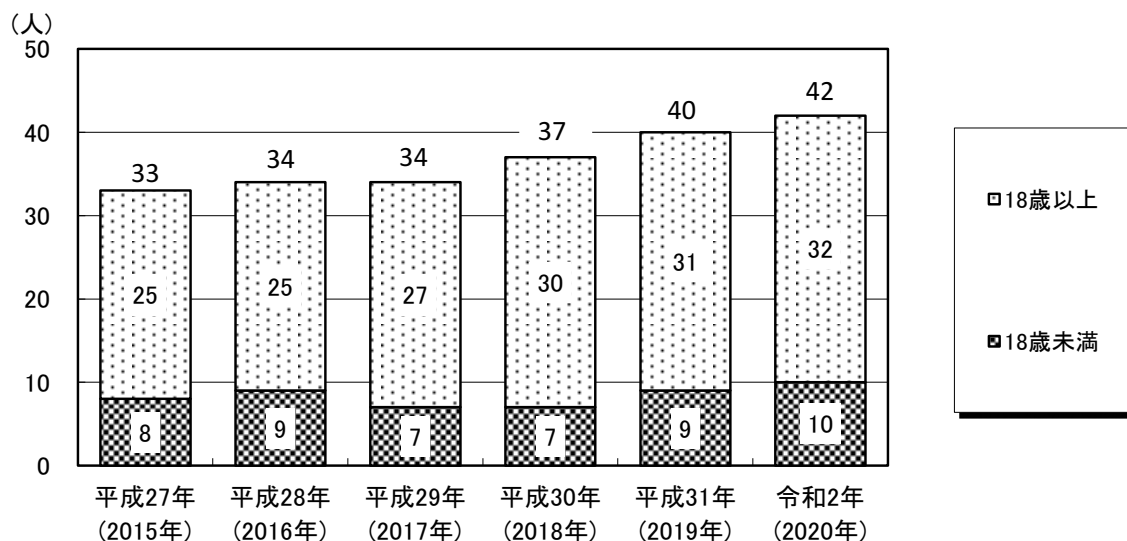
療育手帳所持者を判定別にみると、「A」「B2」が多く、「A」は令和2（2020）年で114人（38.9%）となっています。また、「B2」は平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、42人（52.5%）増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

(3) 重症心身障がい児(者)(※)の状況

重症心身障がい児(者)は、令和2(2020)年は42人となっています。年齢階層別にみると、令和2(2020)年は18歳未満が10人、18歳以上が32人となっています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

※重症心身障がい児(者)

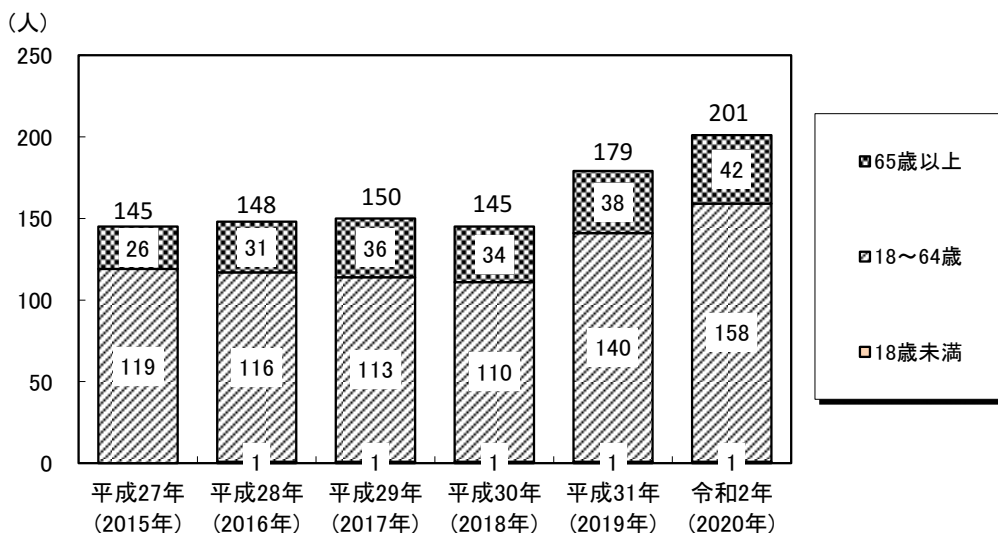
重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。さらに成人した重症心身障がい者を含めて重症心身障がい児(者)と呼ぶことに定めています。

(4) 精神障がい者の状況

①年齢階層別

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2(2020)年3月31日現在201人で、平成27(2015)年の145人から56人(38.6%)増加しています。特に平成30(2018)年以降の増加が著しいです。

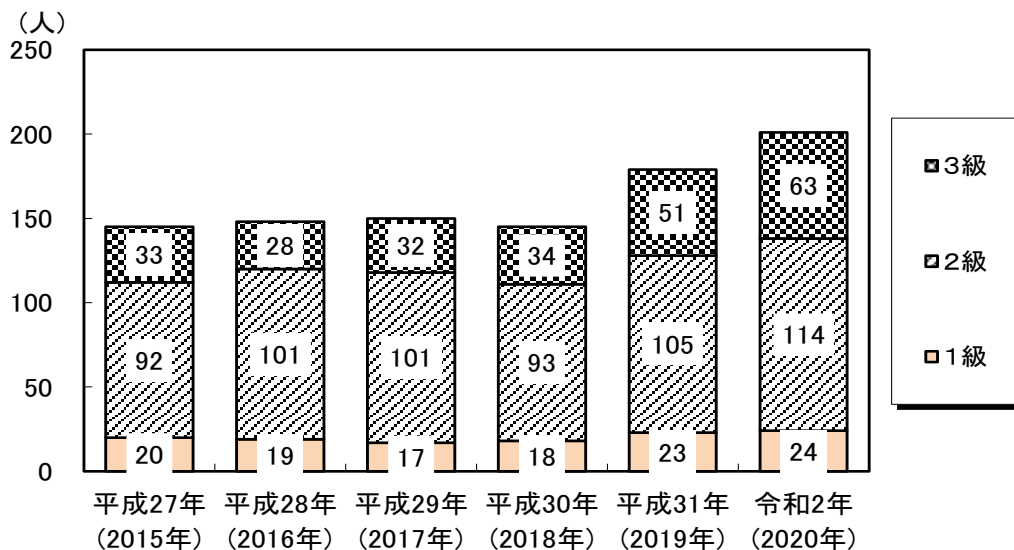
年齢階層別にみると、令和2(2020)年は、18~64歳が158人で、78.6%を占めています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②等級別

等級別にみると「2級」が多く、令和2（2020）年は114人（56.7%）となっています。

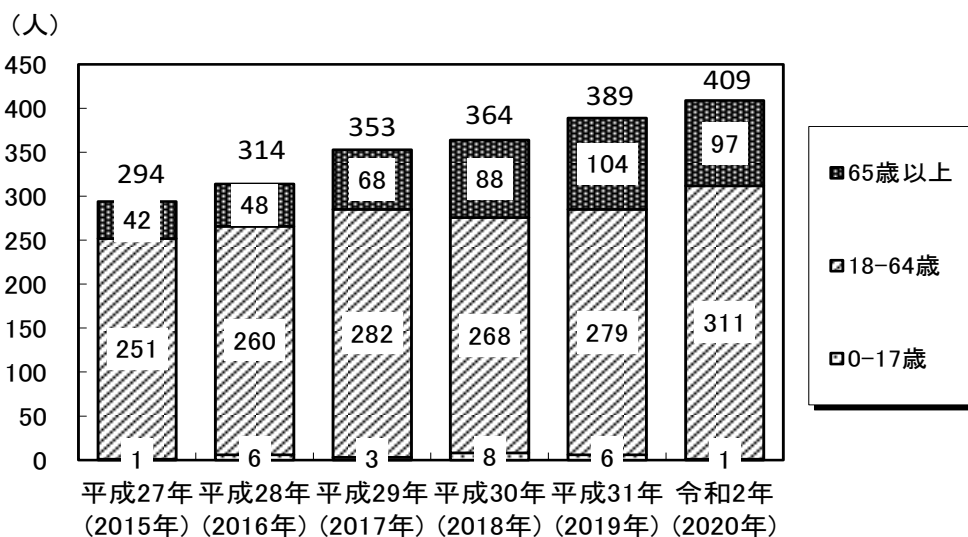


資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

③自立支援医療費（精神通院医療）

自立支援医療費の申請者数は、令和2（2020）年3月31日現在409人で、平成27（2015）年の294人から115人（39.1%）増加しています。

年齢階層別にみると、令和2（2020）年は18～64歳が311人で76.0%となっています。

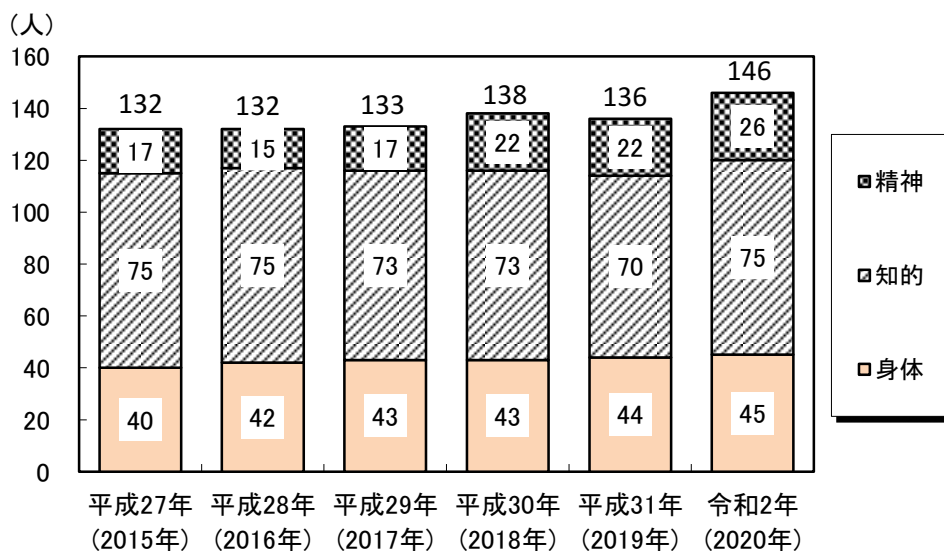


資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

(5) 障がい支援区分認定者の状況

① 認定者数の推移

障がい支援区分認定者（受給者）は、令和2（2020）年3月31日現在146人で、身体障がい者45人、知的障がい者75人、精神障がい者26人となっています。平成27（2015）年と比べると身体障がい者および精神障がい者がやや増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

② 認定区分別人数の内訳

区分別の人数をみると、身体障がい者は区分6、知的障がい者は区分4、精神障がい者は区分2がそれぞれ最も多くなっています。

（令和2（2020）年3月31日現在）

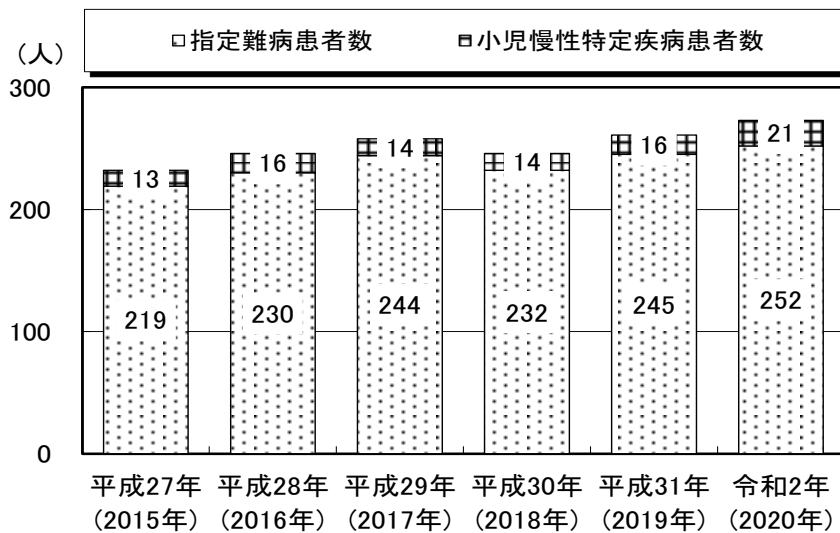
区分別	身体	知的	精神
区分6	20	13	0
区分5	7	11	1
区分4	4	21	2
区分3	8	12	1
区分2	5	14	18
区分1	1	4	4
計	45	75	26

※障がい重複している場合は、主な障がいの方で集計しています。

資料：地域福祉課

(6) 指定難病患者数などの状況

令和2(2020)年3月31日現在、指定難病患者数は252人、小児慢性特定疾病患者数は21人で、指定難病患者数は、平成27(2015)年以降、増加傾向にあります。



資料：加古川健康福祉事務所（各年3月31日現在）

3. 就学などの状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

令和2(2020)年4月1日現在、障がいのある子どもの在籍状況は、保育所4人、幼稚園3人となっています。

■保育所・幼稚園の状況

(各年4月1日現在)

区分	項目	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
保育所	在籍児数	610	639	636
	障がい児数	2	3	4
	加配保育士数	2	3	4
幼稚園	在籍児数	333	300	282
	障がい児数	3	8	3
	特別支援教育指導補助員	14	14	13

資料：こども課・教育課

(2) 特別支援学級、特別支援学校などの状況

特別支援学級の学級数は、令和2(2020)年4月1日現在、小学校14学級、中学校4学級となっています。

■特別支援学級の状況

(各年4月1日現在)

区分	項目	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
小学校	学校数	5	5	5
	設置校数	5	5	5
	学級数	14	14	14
	児童数	64	59	61
中学校	学校数	2	2	2
	設置校数	2	2	2
	学級数	6	5	4
	生徒数	12	14	17

資料：教育課

■特別支援学級の状況2

(各年4月1日現在)

区 分		項目	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
知的障がい	小学校	学級数	6	6	6
		児童数	30	27	33
	中学校	学級数	2	2	2
		生徒数	4	4	8
自閉・情緒障がい	小学校	学級数	6	6	6
		児童数	32	30	26
	中学校	学級数	2	2	2
		生徒数	6	9	9
肢体不自由	小学校	学級数	2	2	2
		児童数	2	2	2
	中学校	学級数	2	1	0
		生徒数	2	1	0

資料：教育課

■特別支援学校などの状況

(令和2(2020)年4月1日現在)

学校名	中学部	高等部	合計
神戸大学附属特別支援学校	1	0	1
加古川市立加古川養護学校	0	1	1
兵庫県立いなみ野特別支援学校	7	12	19

資料：特別支援学校など

■特別支援学校などの卒業後の進路(町外者含む)

(各年度4月1日現在)

年度	卒業生徒数	進学者数	一般就労者数	施設	在宅・その他
平成29年度 (2017年度)	13			12	1
平成30年度 (2018年度)	18	1	1	15	1
令和元年度 (2019年度)	21			20	1
令和2年度見込 (2020年度見込)	14			14	

資料：特別支援学校など

4. 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況の推移

兵庫県内の民間企業(45.5人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率は2.2%です。
雇用状況は、下記のとおりです。

■兵庫県内の民間企業

(各年6月1日現在)

年	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	
平成29年 (2017年)	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03	52.7
平成30年 (2018年)	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11	48.2
令和元年 (2019年)	3,473	728,571.0	15,727.5	2.16	51.0

資料：兵庫県労働局

※1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者は、0.5人としてカウントするため、
人数は小数第一位までとなります。

(2) 行政機関における雇用状況

行政機関における障がい者の法定雇用率は、2.5%です。令和2(2020)年6月1日現在、稲
美町雇用率は、2.1%となっています。

(令和2(2020)年6月1日現在)

機関名	算定基礎労働者数	障がい者数	雇用率
稲美町	237人	3人(内重度2人)	2.1%

資料：総務課

(3) 新規求職の状況

加古川公共職業安定所管内の障がい者の新規求職の状況は、下記のとおりです。

■加古川公共職業安定所管内

(各年5月末日現在)

年	新規求職申し込み件数					就職件数
	身体	知的	精神	その他	計	
平成27年 (2015年)	44	18	25	1	88	50
平成28年 (2016年)	62	13	30	5	110	40
平成29年 (2017年)	50	16	29	6	101	43
平成30年 (2018年)	33	14	47	4	98	74
令和元年 (2019年)	45	12	46	4	107	67
令和2年 (2020年)	29	19	39	4	91	61
合計	263	92	216	24	595	335

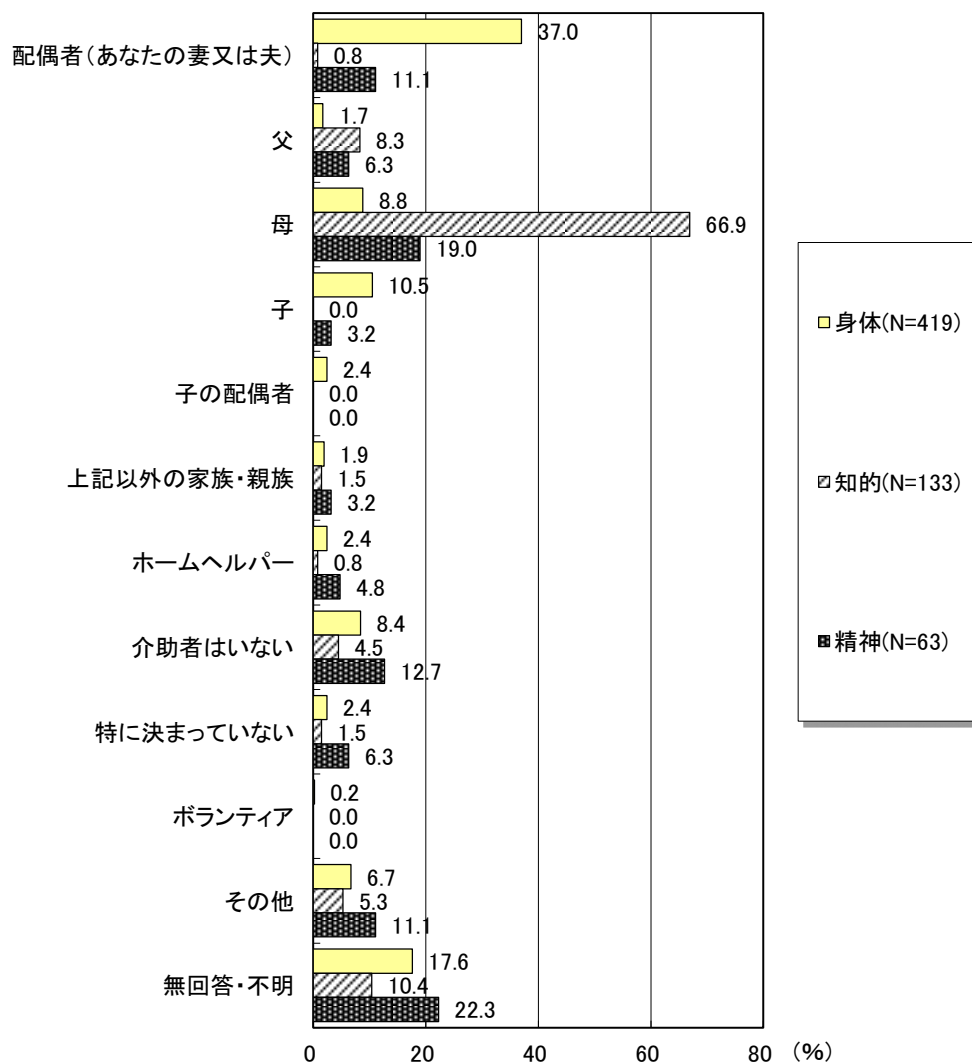
資料：加古川公共職業安定所

5. アンケート調査から見た状況

※身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の区分は、設問で「手帳を所持している」と回答した人数によるものであり、重複障がい者がいるため、回答の合計数は回答者数とは一致しません。また複数回答の設問では、回答割合の合計は100%を超えます。

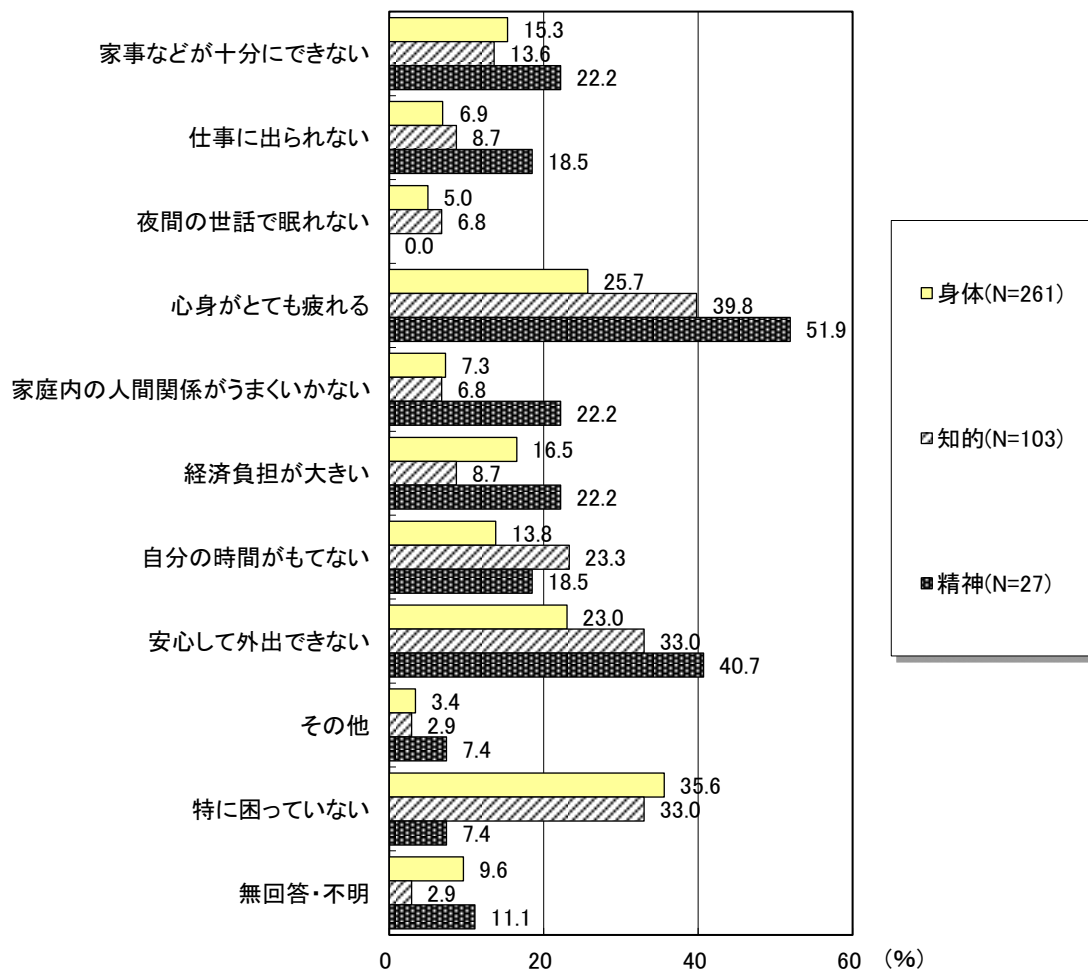
■ 主な介助者（○は1つだけ）

主な介助者は、身体障がい者は「配偶者（あなたの妻又は夫）」、知的障がい者及び精神障がい者は「母」が、それぞれ最も多くなっています。



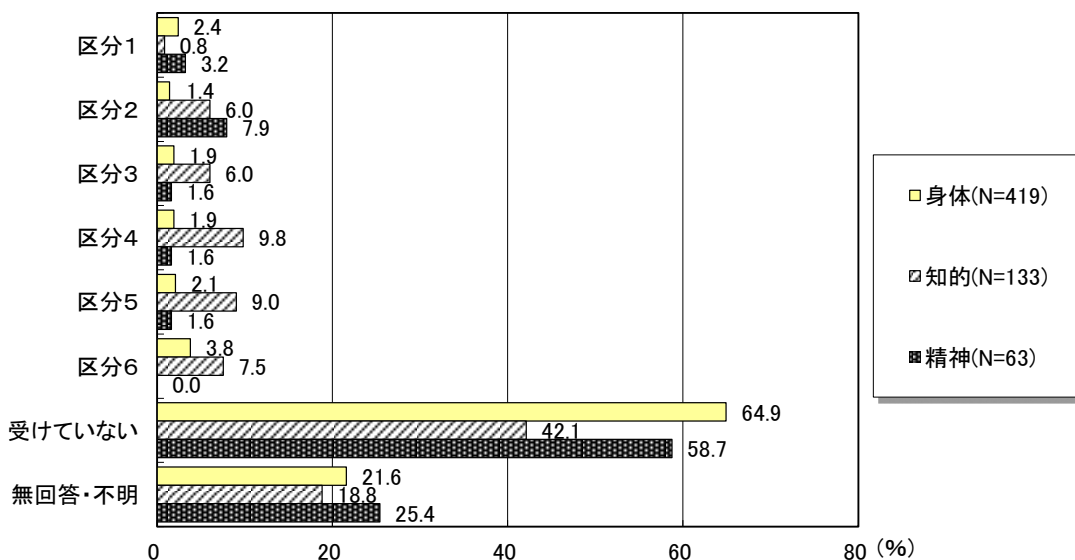
■ 日常生活の中で介助者が困っていること（〇は3つまで）

困っていることとしては、身体障がい者は「特に困っていない」、知的障がい者及び精神障がい者は「心身がとても疲れる」が、それぞれ最も多くなっています。



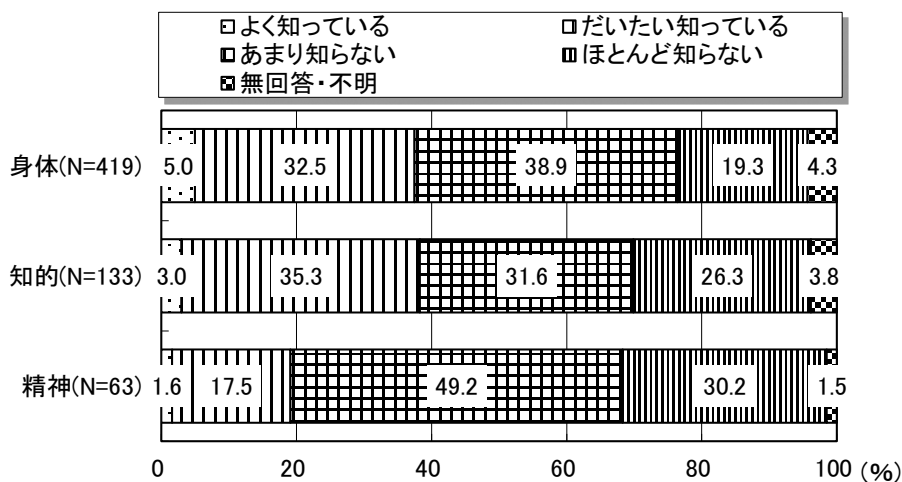
■ 障がい支援区分認定（○は1つだけ）

身体障がい者及び精神障がい者は「受けていない」が多く、知的障がい者は支援区分認定を受けている割合が、他より高くなっています。



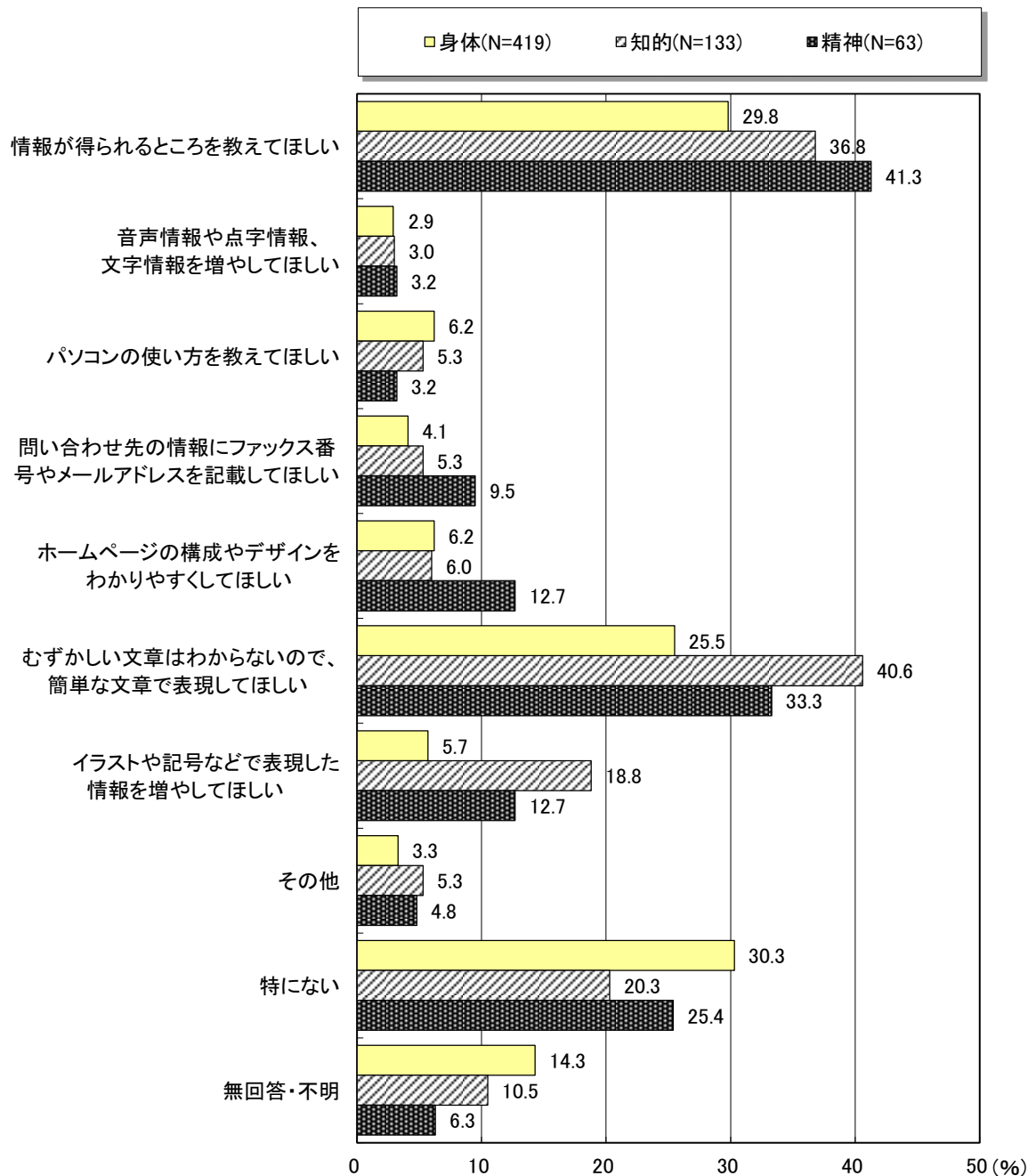
■ 障がい者の福祉制度や福祉サービスなどに関する情報（○は1つだけ）

身体障がい者は「あまり知らない」、知的障がい者は「だいたい知っている」、精神障がい者は「あまり知らない」が最も多く、精神障がい者は「あまり知らない」「ほとんど知らない」の割合が他よりも高くなっています。



■ 情報の入手（○はあてはまるものすべて）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「情報が得られるところを教えてください」「むずかしい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」が多くなっています。

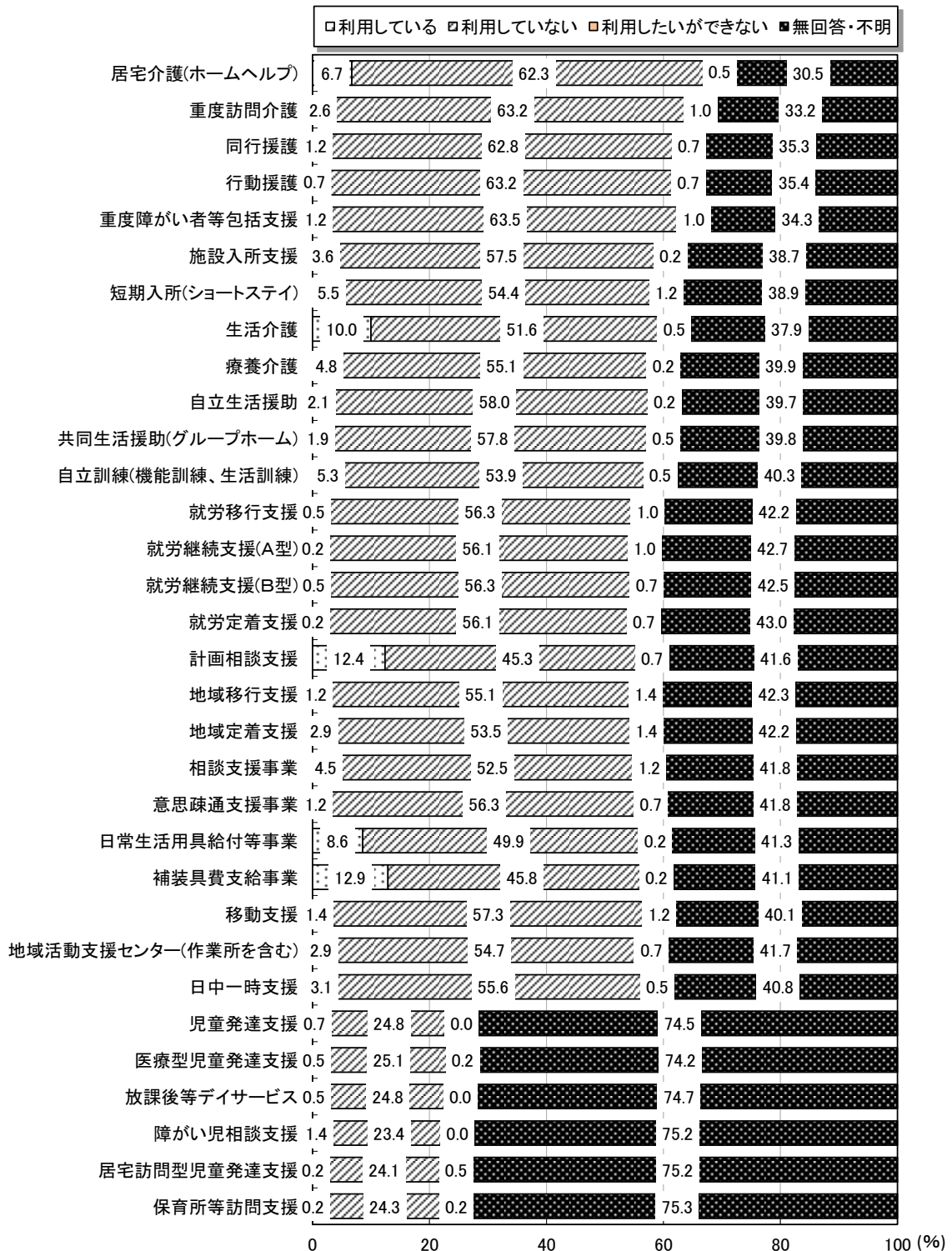


■ サービスの利用

1. 身体障がい者

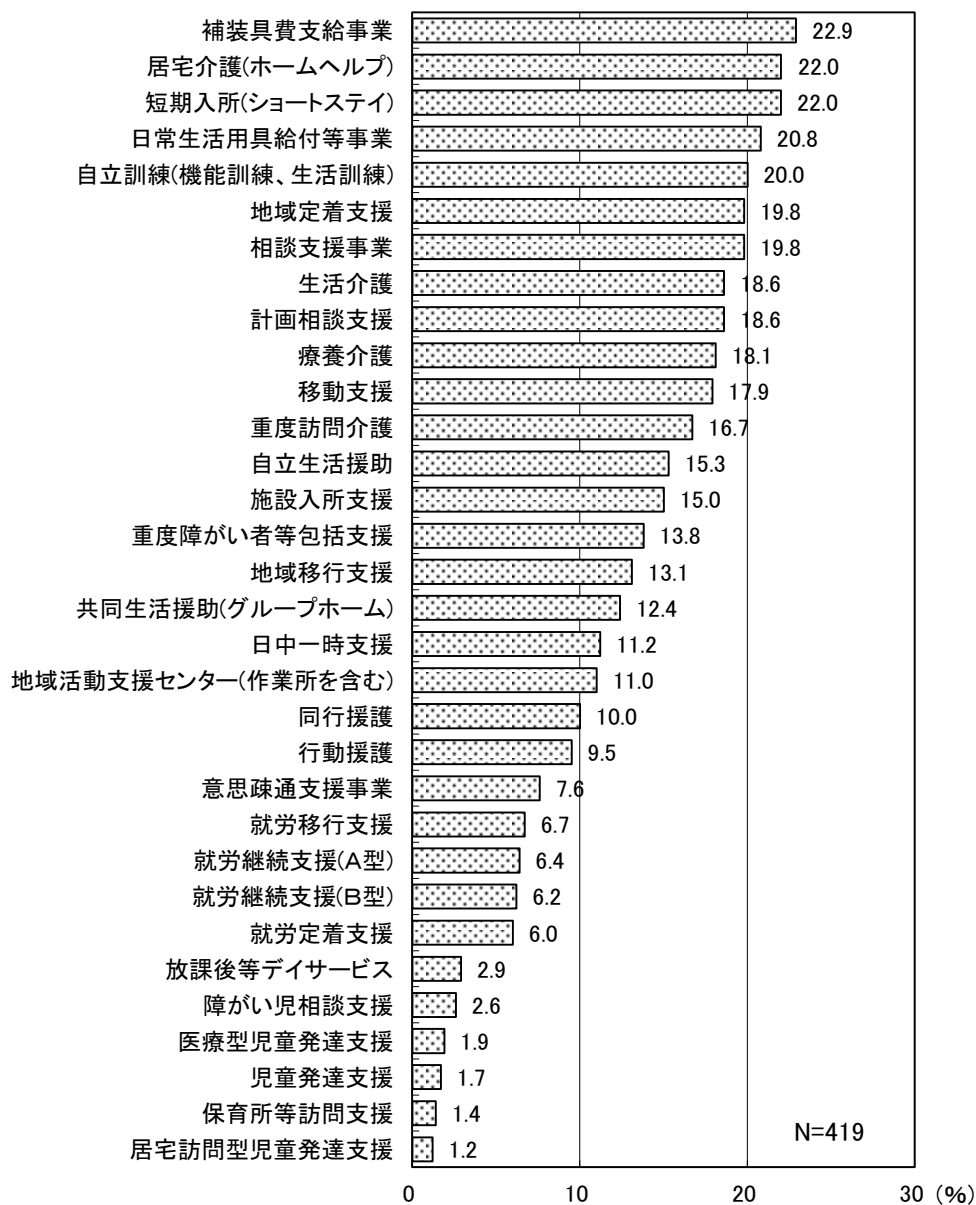
【現在の利用状況】

利用しているサービスは、「補装具費支給事業」「計画相談支援」「生活介護」などが多くなっています。



【今後の利用希望】

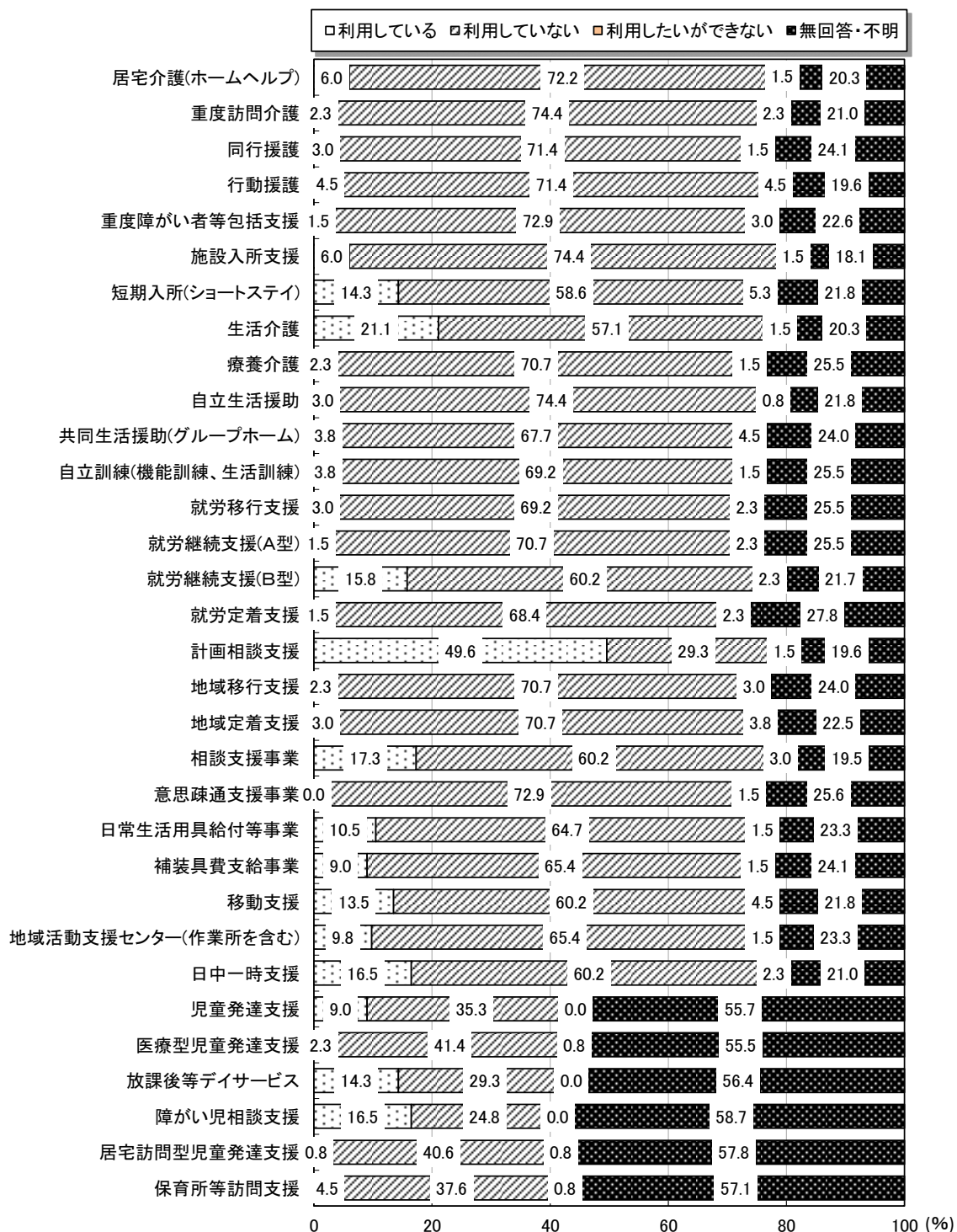
今後、利用したいサービスは、「補装具費支給事業」「居宅介護(ホームヘルプ)」「短期入所(ショートステイ)」「日常生活用具給付等事業」などが多くなっています。



2. 知的障がい者

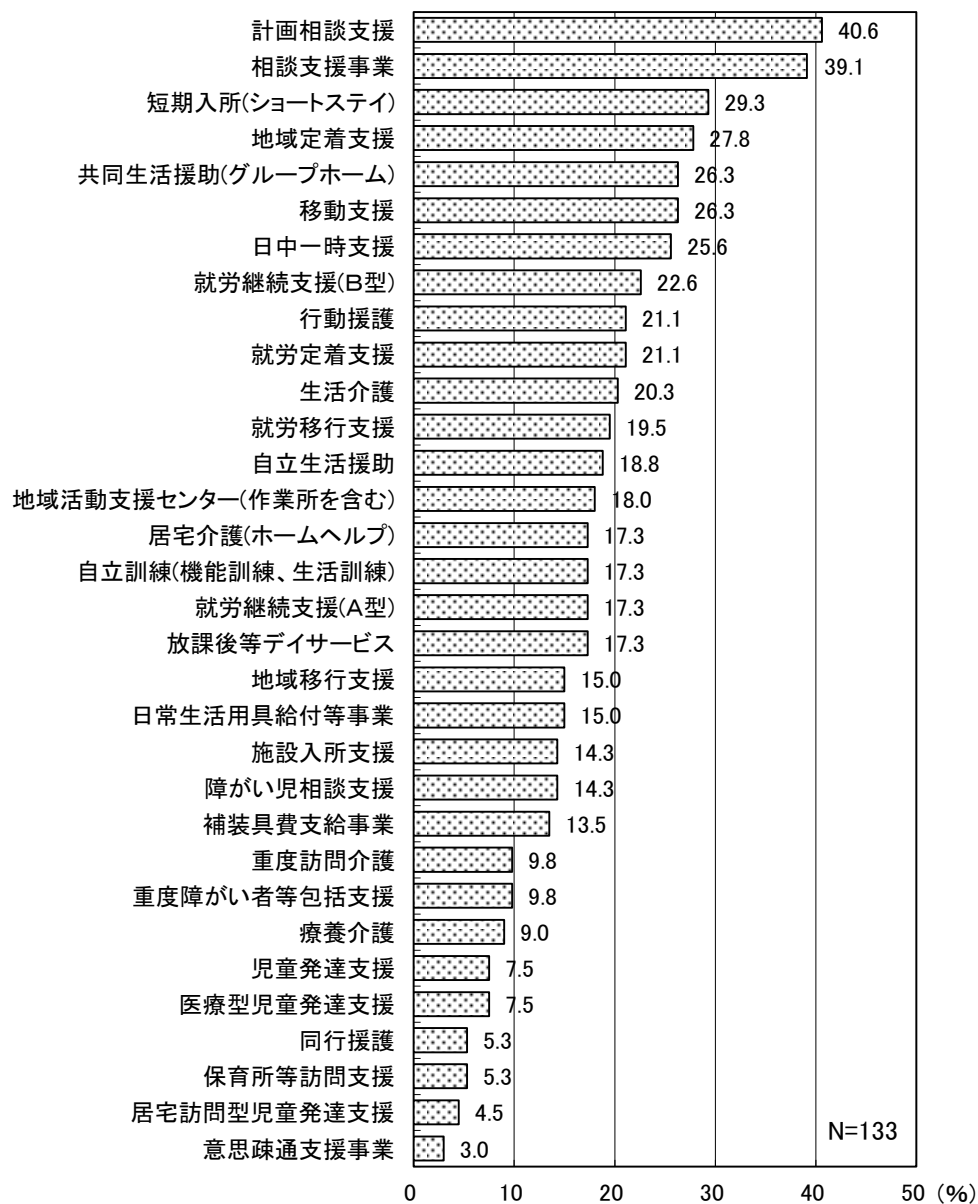
【現在の利用状況】

利用しているサービスのうち、障がい者は「計画相談支援」「生活介護」「相談支援事業」などが多く、障がい児は「障がい児相談支援」「放課後等デイサービス」などが多くなっています。



【今後の利用希望】

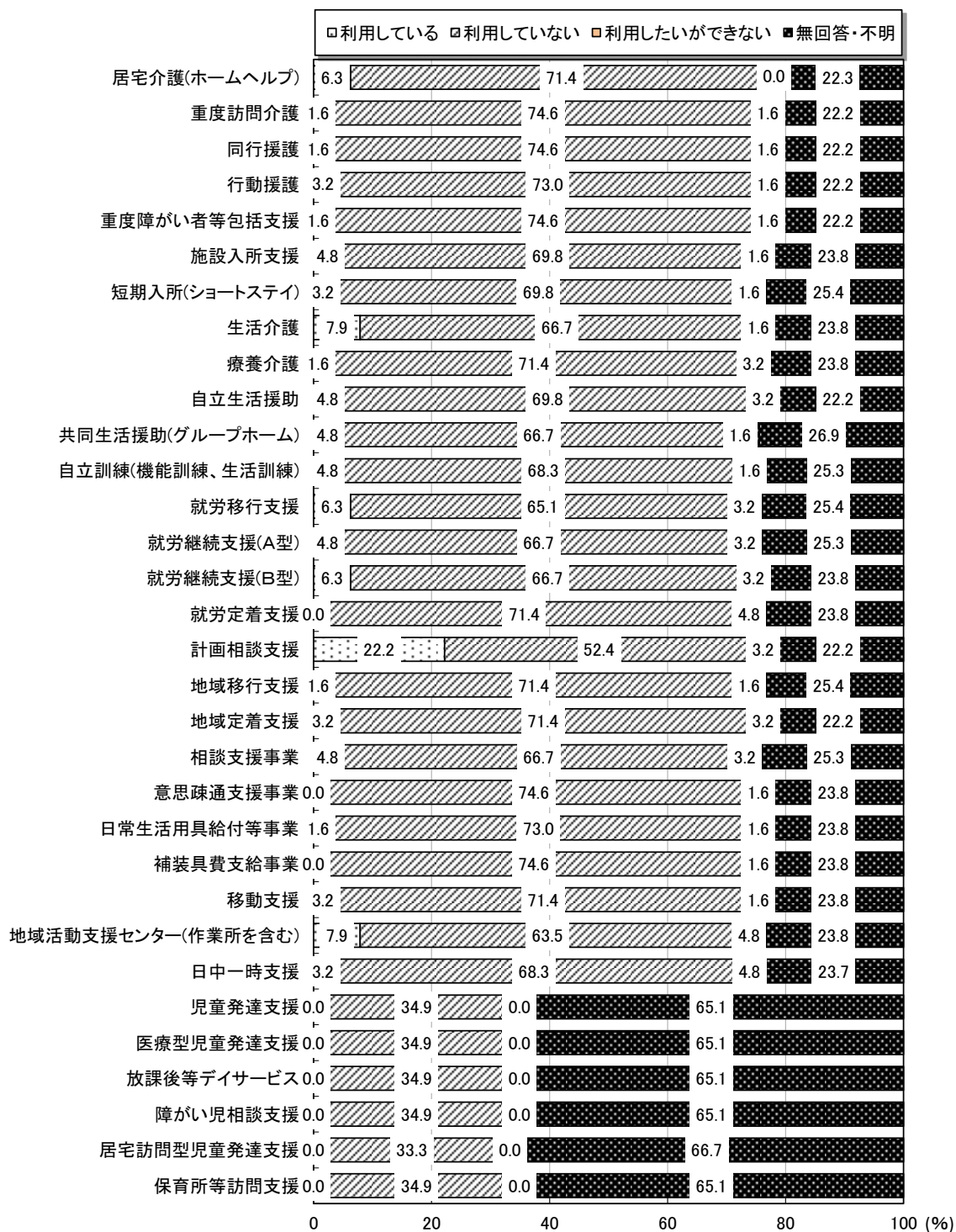
今後、利用したいサービスは、「計画相談支援」「相談支援事業」「短期入所（ショートステイ）」「地域定着支援」などが多くなっています。



3. 精神障がい者

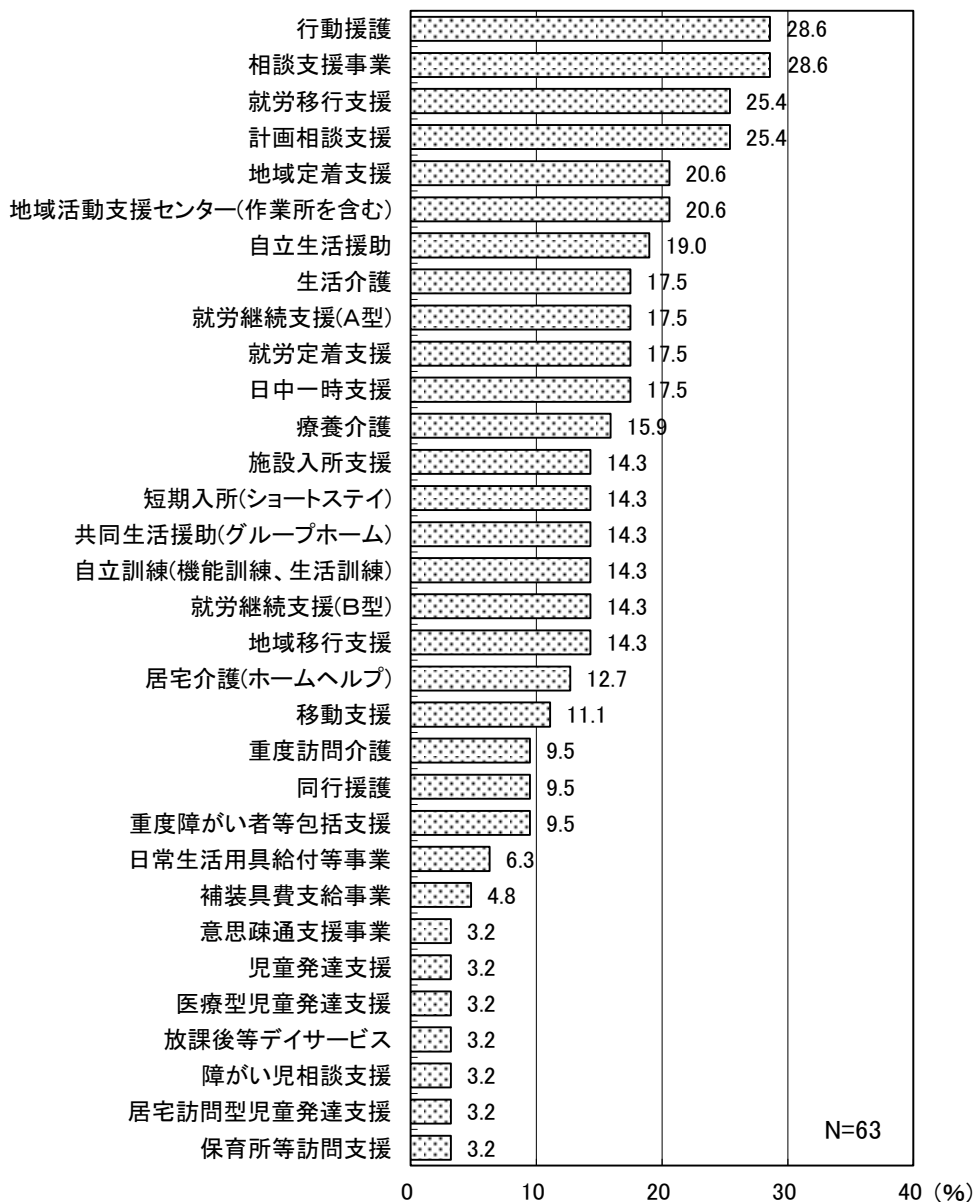
【現在の利用状況】

利用しているサービスは、「計画相談支援」「生活介護」「地域活動支援センター（作業所を含む）」などが多くなっています。



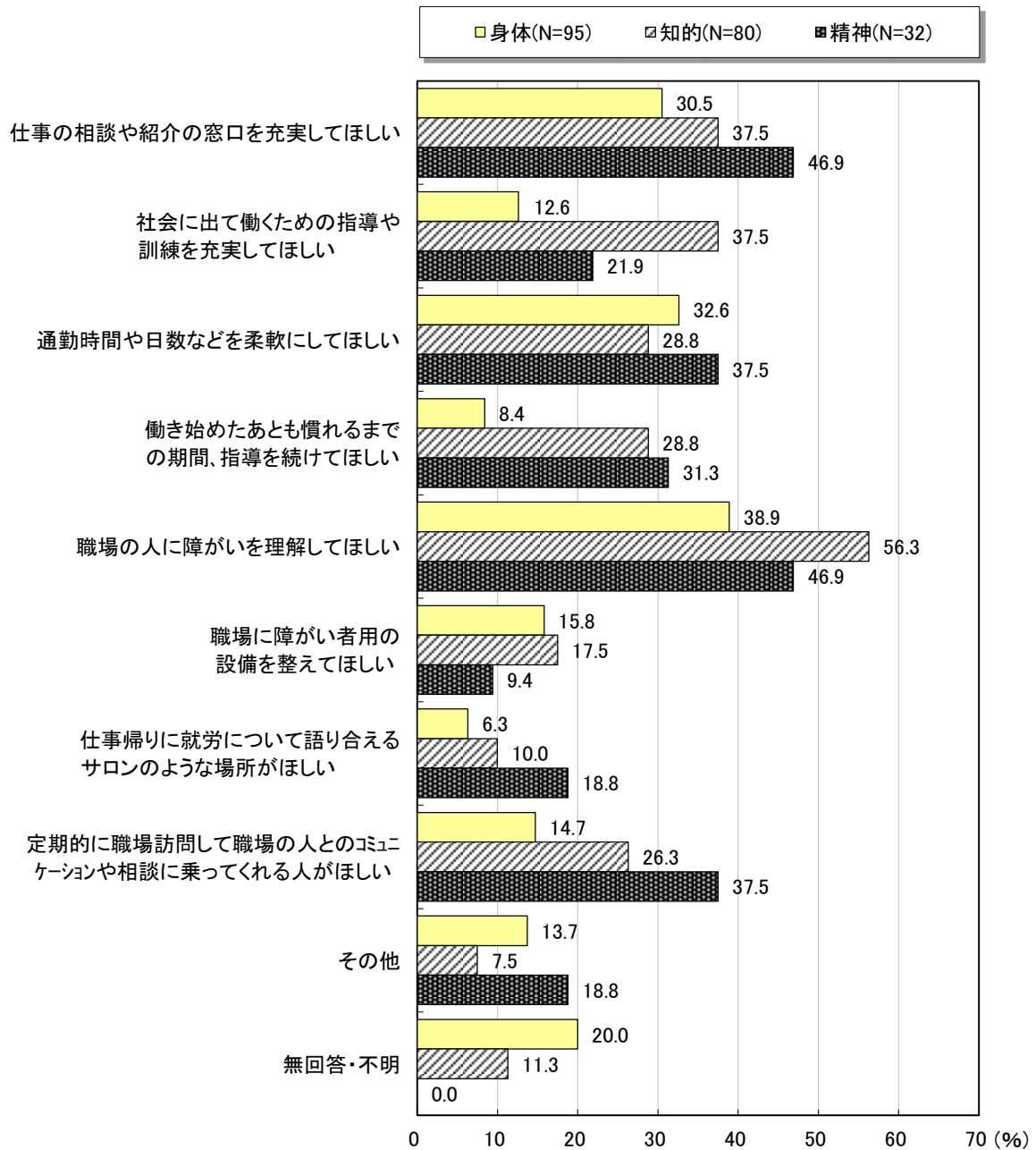
【今後の利用希望】

今後、利用したいサービスは、「行動援護」「相談支援事業」「就労移行支援」「計画相談支援」などが多くなっています。



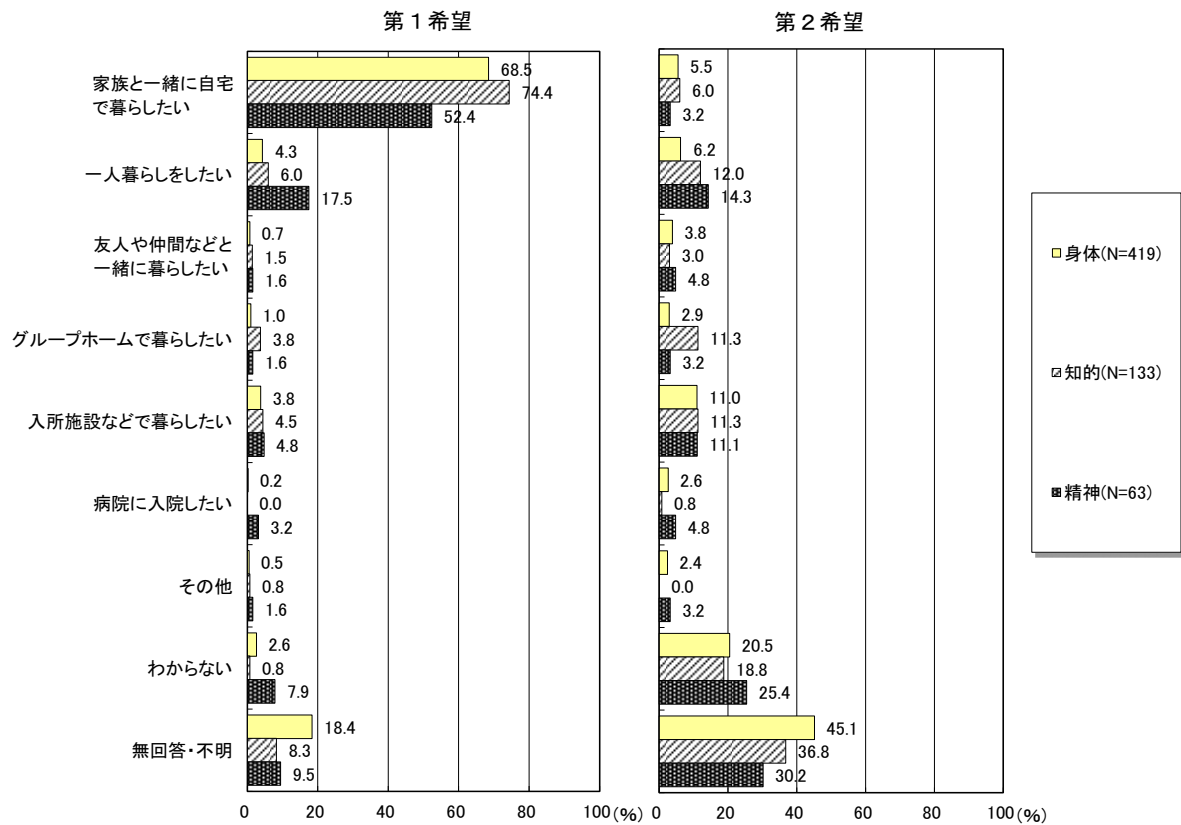
■ 働くとなれば（又は働き続けるために）何を望むか（○はあてはまるものすべて）

身体障がい者及び知的障がい者は「職場の人に障がいを理解してほしい」が最も多く、精神障がい者は「仕事の相談や紹介の窓口を充実してほしい」「職場の人に障がいを理解してほしい」が多くなっています。



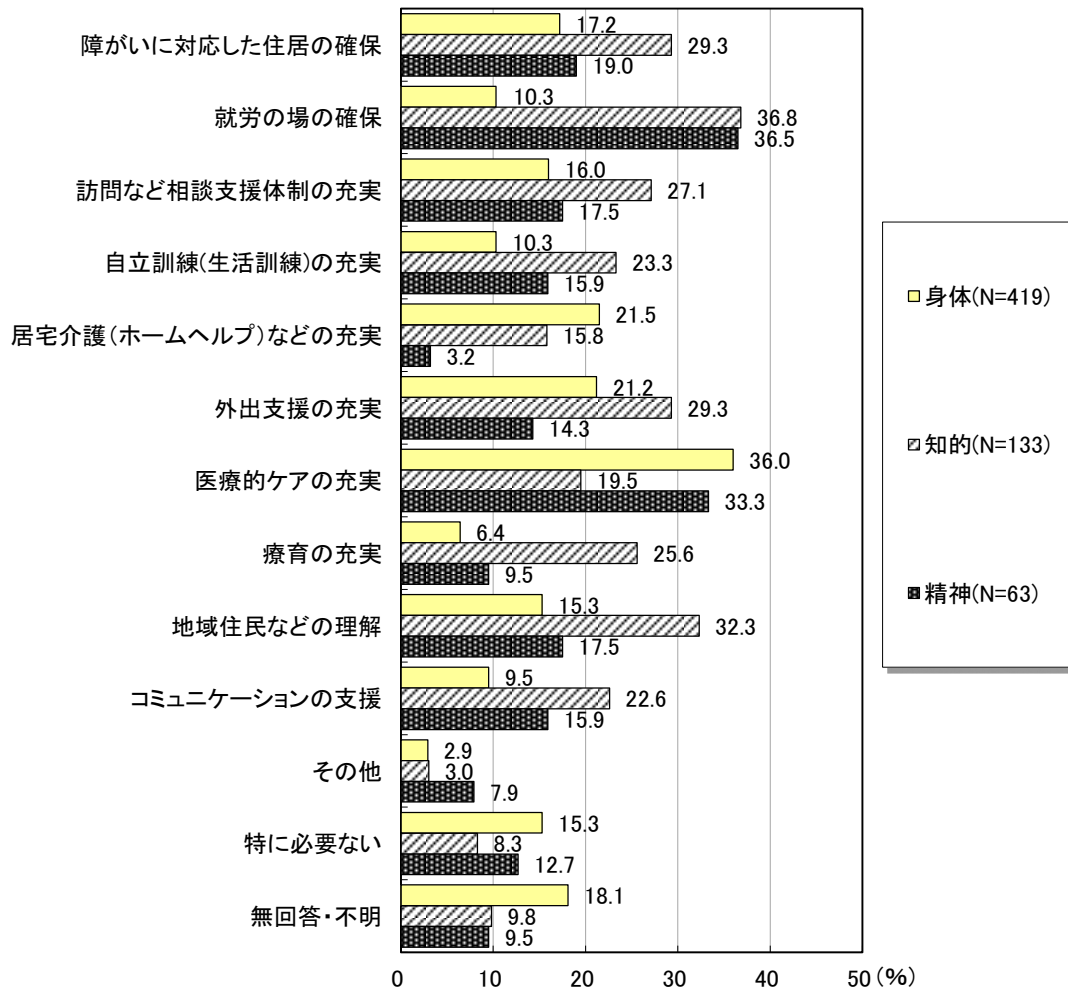
■ これから3年以内にどのように暮らしたいか（それぞれ1つだけ選ぶ）

第1希望については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が特に多くなっています。第2希望については、「無回答・不明」「わからない」が大半ですが、「入所施設などで暮らしたい」「一人暮らしをしたい」「グループホームで暮らしたい」などが多くなっています。



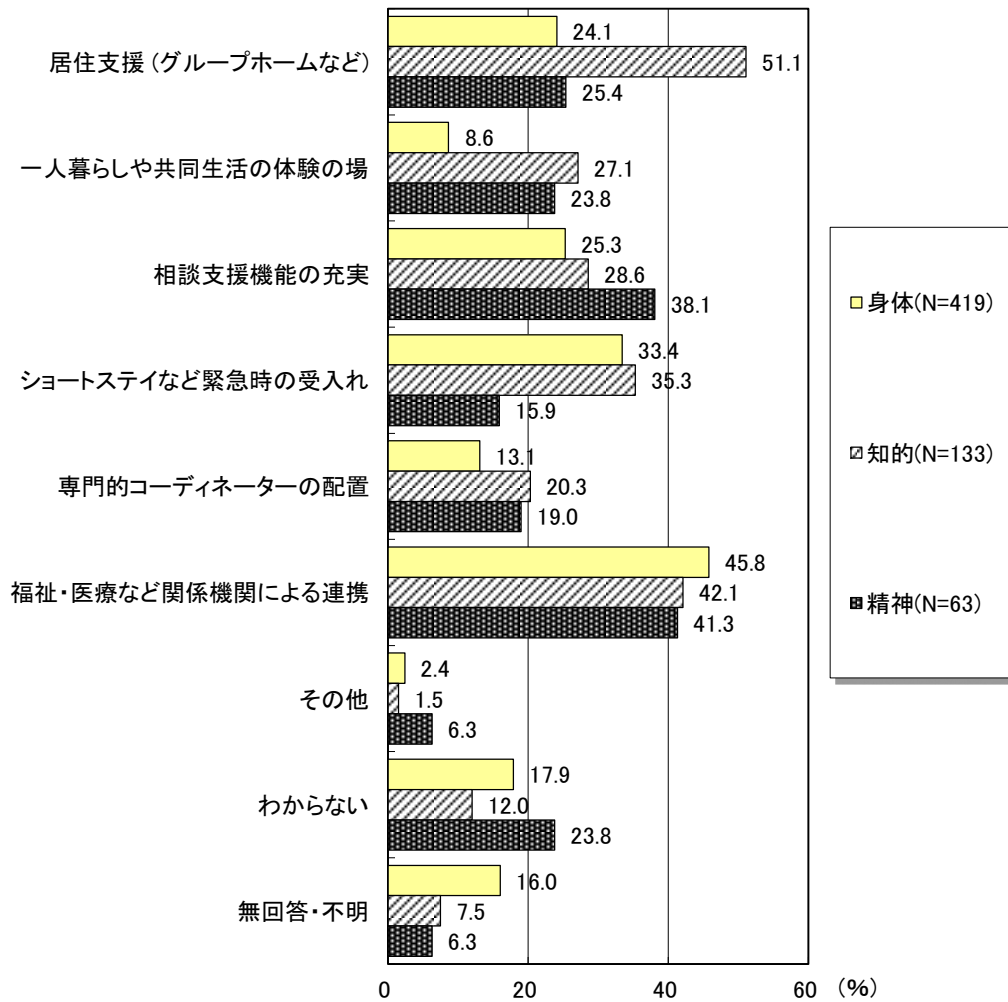
■ 地域で生活するための支援（〇はあてはまるものすべて）

地域での生活に必要な支援としては、身体障がい者は「医療的ケアの充実」、知的障がい者は「就労の場の確保」及び精神障がい者は「就労の場の確保」が、それぞれ最も多く、次いで身体障がい者は「外出支援の充実」、知的障がい者は「地域住民などの理解」、精神障がい者は「医療的ケアの充実」が多くなっています。



■ 地域生活支援拠点・体制に必要な機能（〇は3つまで）

身体障がい者及び精神障がい者は「福祉・医療など関係機関による連携」、知的障がい者は「居住支援（グループホームなど）」が、それぞれ最も多くなっています。



6. 第5期計画の実績

1. 成果指標の実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【町の方針】

令和2(2020)年度までに地域生活に移行する人数を2人以上、令和2(2020)年度末時点の施設入所者数21人以下とします。

【進捗状況】

施設入所者の地域生活移行について、令和2(2020)年度末の施設入所者の目標値21人に対して実績見込は23人、地域生活移行数は目標値2人以上に対して実績見込は5人、施設入所者数の削減は、目標値1人に対して実績見込は2人の増加となりました。

項目	目標値	実績見込
	第5期計画 終了時	令和2年度末 (2020年度末)
施設入所者数	21人	23人
地域生活移行数(計画期間中)	2人以上	5人
施設入所者数の削減	1人	△2人

(2) 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケア

【町の方針】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を稲美町地域自立支援協議会との連携により令和2(2020)年度末までに設置します。

【進捗状況】

加古川健康福祉事務所、医療機関、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいのある人への支援に努めました。

(3) 地域生活支援拠点などの整備

【町の方針】

稲美町地域自立支援協議会など関係機関や近隣市町との連携・協議を行い、基幹相談支援センターを令和2(2020)年度末までに町内に設置することによって、圏域内のサービスを含めた各種機能(相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場など)をつなぎ、令和2(2020)年度末までに町または圏域において1箇所の面的整備を進めます。

【進捗状況】

地域生活支援拠点の面的整備を進めるため、圏域内のサービスを含めた各種機能(相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場など)をつなぎ、稲美町障がい者基幹相談支援センターを開設しました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【町の方針】

令和2(2020)年度中に一般就労に移行する人数を3人以上、就労移行支援事業の令和2(2020)年度末における利用者数を6人以上とします。

就労定着支援開始1年後の職場定着率(目標値)を80%と設定します。

【進捗状況】

福祉施設から一般就労への移行については、令和2(2020)年度末の一般就労移行者数の目標値3人に対して実績見込は10人となっています。

また、就労移行支援事業の利用者数の増加については、目標値6人以上に対して、実績見込は7人、就労移行支援事業所の就労移行率の増加については、目標値2事業所、66.7%に対して、実績見込は2事業所、100%となっています。

項目	目標値	実績見込
	第5期計画 終了年度	令和2年度末 (2020年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	3人	10人
就労移行支援事業の利用者数	6人	7人
就労移行支援事業所の就労移行率の 増加	2事業所 (66.7%)	2事業所 (100%)
就労定着支援開始1年後の職場定着率	80%	100%

2. 障がい福祉サービスなどの実績

(1) 訪問系サービス

「居宅介護」の延利用量は、見込値を上回り、「同行援護」の実利用者数・延利用量とも見込値を下回りました。

「重度訪問介護」は、平成30（2018）年度のみ利用がありました（延利用量12時間/年）。

「行動援護」「重度障がい者等包括支援」は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
居宅介護	実利用者数 (人/月)	30	26	31	33	32	42
	延利用量 (時間/月)	450	533	465	457	480	436
重度訪問介護	実利用者数 (人/月)	-	0	-	0	-	0
	延利用量 (時間/月)	-	1	-	0	-	0
同行援護	実利用者数 (人/月)	6	5	7	5	8	4
	延利用量 (時間/月)	30	24	35	23	40	14
行動援護	実利用者数 (人/月)	-	0	-	0	-	0
	延利用量 (時間/月)	-	0	-	0	-	0
重度障がい者等包括支援	実利用者数 (人/月)	-	0	-	0	-	0
	延利用量 (時間/月)	-	0	-	0	-	0

(2) 日中活動系サービス

「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労定着支援」などは、見込値を下回り、「就労継続支援(B型)」は、見込値を上回りました。

「療養介護」は見込値を上回りました。

「短期入所(福祉型)」「短期入所(医療型)」とも見込値を下回りました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
生活介護	実利用者数 (人/月)	70	65	71	64	72	72
自立訓練(機能訓練)	実利用者数 (人/月)	2	2	3	1	3	1
自立訓練(生活訓練)	実利用者数 (人/月)	2	2	2	1	2	1
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	9	8	10	6	11	7
就労継続支援(A型)	実利用者数 (人/月)	9	10	10	9	11	7
就労継続支援(B型)	実利用者数 (人/月)	51	52	52	57	53	65
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	0	1	1	1	1

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
療養介護	実利用者数 (人/月)	4	5	4	5	4	6

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
短期入所(福祉型)	実利用者数 (人/月)	22	11	22	9	22	3
短期入所(医療型)	実利用者数 (人/月)	5	3	5	2	5	2

(3) 居住系サービス

「自立生活援助」「共同生活援助」「施設入所支援」とも見込値と同程度となっています。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	12	11	13	12	14	15
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	22	23	22	20	21	21

(4) 相談支援

「計画相談支援」は、見込値を下回りました。

「地域移行支援」「地域定着支援」とも実績がありませんでした。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	47	42	48	44	49	49
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0

(5) 児童発達支援センターの整備

【町の方針】

事業所への情報提供を行い、令和2(2020)年度末までに1箇所の設置に努めます。

【進捗状況】

事業者や関係機関などに積極的に情報提供を行い、サービス事業者の新規参入の促進に努めました。

(6) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【町の方針】

利用可能な体制であるため、今後も引き続きサービスを提供できる体制を確保していきます。

【進捗状況】

引き続き、サービスを提供できる体制を継続しました。

(7) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

【町の方針】

近隣市町との連携による整備なども含めて検討を進め、令和2(2020)年度末までに1箇所の整備に努めます。

【進捗状況】

放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児の受け入れを行いました。

(8) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置

【町の方針】

近隣市町の設置運営状況を把握しながら平成30(2018)年度末までに設置するよう努めます。

【進捗状況】

稲美町地域自立支援協議会こども部会など、関係機関が連携を図るための協議の場を設けました。

(9) 障がいのある子どもを支援する提供体制

「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「障がい児相談支援」は、見込値を下回りました。

「保育所等訪問支援」は、見込値を上回りました。

「居宅訪問型児童発達支援」は、実績がありませんでした。

医療的ケア児に対しては、身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的支援が、当障がい児に行き届くよう努めました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	22	22	28	25	34	25
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	3	2	3	2	4	3
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	60	58	70	62	80	87
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	3	7	4	7	5	3
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0
障がい児相談支援	実利用者数 (人/月)	27	21	31	23	35	21
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	1 (圏域で配置)	0

3. 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

(1) 相談支援事業

令和2(2020)年7月に稲美町障がい者基幹相談支援センターを開設しました。

稲美町地域自立支援協議会を定期的に開催し、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築を進めました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
障がい者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	1	1
相談支援機能強化事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	0	1	1	1	2

(2) 意思疎通支援事業

「要約筆記者派遣事業」は、見込値を下回りました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
手話通訳者派遣事業	実利用者数 (人/年)	4	5	4	3	4	5
	実利用件数 (件/年)	35	35	35	34	35	35
要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
	実利用件数 (件/年)	5	3	5	7	5	3

(3) 日常生活用具給付等事業

「自立生活支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「居宅生活動作補助用具」などは、見込値を上回りました。

「介護・訓練支援用具」「在宅療養等支援用具」は、見込値を下回りました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
介護・訓練支援用具	件/年	2	1	2	2	2	0
自立生活支援用具	件/年	1	7	1	11	1	8
在宅療養等支援用具	件/年	3	7	3	0	3	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	6	1	3	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	305	342	307	352	309	346
居宅生活動作補助用具	件/年	1	2	1	4	1	0

(4) 移動支援事業

実利用者数、延利用時間数とも、見込値を上回りました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	26	31	27	35	28	22
	延利用時間数 (時間/年)	1,898	1,795	1,971	2,330	2,044	1,870

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

町内での実績はありませんでした。

町外では実施数、実利用者数とも見込値を下回りました。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込	
地域活動支援センター 機能強化事業	町内	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	1	0
		実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	1	0
	町外	実施箇所数 (箇所)	2	1	2	2	2	1
		実利用者数 (人/年)	6	3	6	6	6	3

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、見込値とほぼ同じでした。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	27	28	28	27	29	20

(2) 訪問入浴事業

平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
訪問入浴事業	実利用者数 (人/年)	1	0	1	0	1	1

第3章 第6期計画の成果目標とサービス見込量

1. 令和5（2023）年度の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の方針】

- 地域生活移行者数：令和元（2019）年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和元（2019）年度末施設入所者数の1.6%以上削減

【町の方針】

令和5（2023）年度末までに施設から地域生活へ移行する人数を2人以上、令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を19人以下とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数(A)	20人	
【目標】地域生活移行者数の増加	2人	(A)のうち令和5(2023)年度末までに地域生活に移行する人数
	10%	
令和5(2023)年度末時点の施設入所者(B)	19人	
【目標】施設入所者数の削減	1人	差引減少見込数 (A)-(B)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の方針】

- 保健、医療及び福祉関係者の連携による精神障がいのある人の地域への定着

【町の方針】

保健と医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、支援に努めます。

(3) 地域生活支援拠点などにおける機能の充実

【国の方針】

- 令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点などを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

【町の方針】

稲美町地域自立支援協議会など関係機関や近隣市町との連携協議を行うとともに、圏域内のサービスを含めた各種機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場など）をつなぐ稲美町障がい者基幹相談支援センターや障がい福祉サービス事業所などとの連携を深めることで、令和5（2023）年度末までに町または圏域において1箇所の面的整備の推進および各種機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行など

【国の方針】

- 一般就労への移行者数：令和元（2019）年度実績の1.27倍以上
 - 就労移行支援事業利用者数：令和元（2019）年度実績の1.30倍以上
 - 就労継続支援A型利用者数：令和元（2019）年度実績の1.26倍以上
 - 就労継続支援B型利用者数：令和元（2019）年度実績の1.23倍以上
- 就労定着支援事業の利用者の割合：一般就労に移行する者のうち7割の利用
- 就労定着率8割以上の事業者の割合：就労定着率8割以上の事業者を全体の7割以上

【町の方針】

令和5（2023）年度末までに一般就労に移行する人数を11人以上（内訳 就労移行支援7人、就労継続支援A型3人、就労継続支援B型1人）、就労定着支援事業の利用者の割合を7割、8人以上とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元（2019）年度の一般就労への移行者数（A）	7人	内訳 就労移行支援 5人 就労継続支援A型 2人 就労継続支援B型 0人
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（B）	11人	就労移行支援事業などを通じて令和5(2023)年度末までに一般就労に移行する人数 内訳 就労移行支援 7人（1.4倍） 就労継続支援A型 3人（1.5倍） 就労継続支援B型 1人（皆増）
	1.57倍	(B) / (A)
【目標】就労定着支援事業の利用者の割合（C）	8人	一般就労に移行する者のうち7割の利用
	7割	(C) / (B)

(5) 障がい児通所支援などの地域支援体制の整備

【国の方針】

- 令和 5（2023）年度末までに、市町村又は圏域に児童発達支援センターを少なくとも 1 箇所以上設置する。
- 令和 5（2023）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和 5（2023）年度末までに、市町村又は圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 箇所以上確保する。
- 令和 5（2023）年度末までに、市町村及び圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設ける。

【町の方針】

○児童発達支援センターの設置

近隣市町との連携による整備などを含めて検討するとともに事業者や関係機関などに情報提供を行い令和 5（2023）年度末までに 1 箇所の設置に努めます。

○保育所等訪問支援

すでに利用可能な体制であるため今後も引き続きサービスを提供できる体制を確保していきます。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

児童発達支援事業所については近隣市町との連携による整備なども含めて検討を進めるとともに事業者や関係機関などに情報提供を行い、令和 5（2023）年度末までに 1 箇所の確保に努めます。

放課後等デイサービス事業所については、今後も引き続きサービスを提供できる事業所を確保していきます。

○保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場の設置

稲美町地域自立支援協議会などにおいて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図る協議の場を設けます。

(6) 相談支援体制の充実・強化など

【国の方針】

- 令和 5（2023）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化などに向けた取組の実施体制を確保します。（新規）

【町の方針】

町と稲美町障がい者基幹相談支援センターや各関係機関との連携を深めることにより、相談支援体制の充実・強化などに向け取り組みます。

(7) 障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の方針】

○令和5（2023）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスなどの質の向上を図るための取組の実施体制を構築します。（新規）

【町の方針】

県が実施する研修に参加するなど、令和5（2023）年度末までに、障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための体制を構築します。

2. 障がい福祉サービスなどの見込量

(1) 訪問系サービス

[居宅介護]

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

[重度訪問介護]

重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

[同行援護]

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

[行動援護]

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

[重度障がい者等包括支援]

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	実利用者数 (人/月)	45	48	51
	延利用量 (時間/月)	460	500	540
重度訪問介護	実利用者数 (人/月)	0	0	1
	延利用量 (時間/月)	0	0	1
同行援護	実利用者数 (人/月)	4	4	4
	延利用量 (時間/月)	25	25	25
行動援護	実利用者数 (人/月)	0	0	1
	延利用量 (時間/月)	0	0	1
重度障がい者等包括支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	延利用量 (時間/月)	0	0	0

■見込量確保のための方策

- 訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支えるうえで中心的役割を担うため、ニーズに応じたサービス量を確保できるよう、サービス提供事業者などに情報提供を行います。
- 重度訪問介護や行動援護など、新規事業所が参入しやすいよう広く情報提供を図るとともに、利用者に対しても選択の幅が広がるよう情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

[生活介護]

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[自立訓練（機能訓練）]

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

[自立訓練（生活訓練）]

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

[就労移行支援]

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[就労継続支援（A型（雇用型））]

企業などに就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行い、一般就労を目指します。

[就労継続支援（B型（非雇用型））]

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、雇用契約に基づかないで、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

[就労定着支援]

一般就労している障がいのある人が職場に定着できるよう、生活面を含め、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	延利用者数 (人日/月)	1,260	1,260	1,260
	実利用者数 (人/月)	73	73	73
自立訓練（機能訓練）	延利用者数 (人日/月)	24	24	24
	実利用者数 (人/月)	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	140	140	140
	実利用者数 (人/月)	7	7	7
就労継続支援（A型）	延利用者数 (人日/月)	150	150	150
	実利用者数 (人/月)	8	8	8
就労継続支援（B型）	延利用者数 (人日/月)	1,100	1,100	1,100
	実利用者数 (人/月)	70	70	70
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1

[療養介護]

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
療養介護	実利用者数 (人/月)	6	6	6

[短期入所（福祉型／医療型）]

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

障がい支援区分が区分1以上である障がいのある人などに対して障がい者支援施設などにおいて実施するものを福祉型、重症心身障がい児（者）などに対して病院、診療所、介護老人保健施設において実施するものを医療型と呼びます。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所（福祉型）	延利用者数 (人日/月)	35	37	40
	実利用者数 (人/月)	13	14	15
短期入所（医療型）	延利用者数 (人日/月)	15	15	15
	実利用者数 (人/月)	5	5	5

■見込量確保のための方策

- 稲美町地域自立支援協議会や事業所との連携を密にしながら、利用者への情報提供などに努めます。
- 介護保険事業所の参入などを支援し、利用者本人の状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう取り組みます。
- 一般就労が困難な人の継続的な就労訓練を確保するため、稲美町障がい者就労施設等物品調達方針により、官公需に係る福祉施設の受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。
- 緊急時を含む短期入所については、稲美町地域自立支援協議会や近隣市町の事業所とも連携を図り、サービス提供体制を整え、利用の円滑化に努めます。
- 就労を希望する人、就労が困難な人にも個々に応じたサービスを提供するため、関係機関との連携を密にし、利用者への情報提供に努めます。

(3) 居住系サービス

[自立生活援助]

施設やグループホームを利用していた障がいのある一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

[共同生活援助（グループホーム）]

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

[施設入所支援]

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	1
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	17	19	21
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	22	21	19

■見込量確保のための方策

○共同生活援助については、事業者や関係機関などに積極的に情報提供を行いサービス事業者の新規参入の促進に努め、空き家を活用した事業などを実施する事業者に対しては、関係部門と連携して支援します。

○グループホームの利用促進を図るため、利用者に対して家賃の一部補助を引き続き行います。

(4) 相談支援

[計画相談支援]

障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

[地域移行支援]

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。

[地域定着支援]

地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■事業量の見込

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	49	54	59
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	0	0	1
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	1

■見込量確保のための方策

- 相談支援事業者、稲美町障がい者基幹相談支援センター、健康福祉事務所、医療機関など関係機関との調整を図ります。
- 精神病院や入所施設との連携を図り、地域移行を進めることができるような体制づくりに努めます。

(5) 障がいのある子どもへの支援の提供体制

[児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

[医療型児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

[放課後等デイサービス]

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

[保育所等訪問支援]

保育所などを現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。

[居宅訪問型児童発達支援]

重度の障がいなどの状態にある障がいのある子どもであって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。

[障がい児相談支援]

障がいのある子どもが障がい児通所支援の申請前の相談や申請をするときの支援、障がい児通所支援利用計画の作成、サービス提供事業所との連絡調整などを行います。

[医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置]

医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉などの関連分野の連絡調整を行うための体制整備に努めます。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	300	300	300
	実利用者数 (人/月)	27	27	27
医療型児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	延利用者数 (人日/月)	690	700	710
	実利用者数 (人/月)	90	92	93
保育所等訪問支援	延利用者数 (人日/月)	8	8	8
	実利用者数 (人/月)	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	1
	実利用者数 (人/月)	0	0	1
障がい児相談支援	実利用者数 (人/月)	30	30	30
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	人	0	0	1

■見込量確保のための方策

- 保育所等訪問支援については、利用者・利用日数が増えるよう教育機関などとの連携を図り、対応が可能な事業所の新規参入に努めます。
- 関係機関や事業者などに情報提供を行い、重症心身障がい児の対応が可能な事業所の新規参入を促します。
- 稲美町障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、サービス内容や事業所の周知を進め、身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。

3. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、市町村の判断により実施する事業（任意事業）とがあります。

【必須事業】

(1) 相談支援事業

①相談支援事業

ア) 障がい者相談支援事業

障がいのある人本人や障がいのある子どもの保護者、あるいは障がいのある人などの介護者からの相談に応じ、情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

イ) 基幹相談支援センター

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置されている基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実を図ります。

ウ) 相談支援機能強化事業

社会福祉士、精神保健福祉士などによる専門的な相談支援を要する困難ケースなどへの指導・助言や相談支援事業所などとの連携により、相談支援機能の強化を図ります。

②地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、必要な環境や支援をさまざまな方面から協議する場として設置します。

③成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められる方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	3	3	3

■見込量確保のための方策

- 関係機関・団体、事業者などで構成する稲美町地域自立支援協議会を定期的を開催し、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築を進めます。
- 社会福祉法人へ委託している専門相談員による相談支援機能強化事業を引き続き実施します。
- 虐待の防止や虐待を早期発見するための関係機関との連絡調整を行うとともに、体制の充実に努めます。

(2) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業などを実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	実利用者数 (人/年)	4	4	4
	実利用件数 (件/年)	35	35	35
要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人/年)	2	2	2
	実利用件数 (件/年)	5	5	5
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 聴覚障がい者やその家族などに対して事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 手話通訳者などの養成や研修会を近隣市町と連携し開催するなど、サービスの提供体制の充実に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具、入浴・食事などの自立生活を支援する自立生活支援用具、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具などの快適な日常生活を支援するための用具を給付、または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	352	359	366
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 障がいのある人が安定した日常生活を送れるように事業の周知を図るとともに、障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

■事業量の見込（年間）

項目	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成講座修了者数 (新規登録者数)	人	1	1	1

■見込量確保のための方策

○手話奉仕員について、広く広報、啓発することで、受講者を増やし、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。

(5) 移動支援事業

円滑に外出できるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	22	22	22
	延利用時間数 (時間/年)	1,900	1,900	1,900

■見込量確保のための方策

○利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図り、十分な見込量の確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う通所型施設として、地域生活を支援します。

■事業量の見込（月間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
地域活動支援センター 機能強化事業	町内	実施箇所数 (箇所)	0	0	1
		実利用者数 (人/年)	0	0	1
	町外	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
		実利用者数 (人/年)	3	3	3

■見込量確保のための方策

○一般就労が困難な障がいのある人などに対して、活動の場とニーズに応じたサービスの提供に努めます。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	30	30	30

(2) 訪問入浴事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などのために支援を行います。
- 医療的なケアを必要とする障がいのある人が利用できる事業所を含め、サービス提供事業所の拡大を進めるとともに、事業に関する周知を行うことで利用促進を図ります。

(3) その他の事業

①自動車運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車免許の取得や自動車改造に要した費用の一部を助成します。

②福祉タクシー等助成事業

社会参加と自立促進のため、重度障がいのある人が移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成する利用券を交付します。

③補装具費支給事業

障がいのある人が安定した日常生活を送れるように事業の周知を図るとともに、障がいの特性に応じた適切な補装具の給付に係る費用の支給を行います。

④ペアレントメンター養成事業

子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、発達障がい児（者）の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムの受講について情報提供を行います。また、ペアレントメンター・コーディネーターの支援により、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図ります。

第4章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で掲げる成果目標や障がい福祉サービスなどは、福祉分野にとどまらず、保健、医療、労働など多岐にわたるため、庁内関係部門との相互連携を図りながら推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や県の機関、また、障がいのある人や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、圏域内の近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

(3) 稲美町地域自立支援協議会との連携

障がい福祉サービスなどの適切なサービスの提供、充実による地域での自立した生活を促進するため、稲美町地域自立支援協議会において、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。

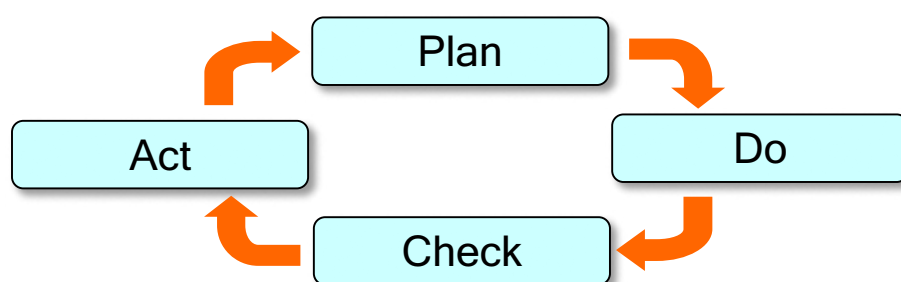
そのため、担当課は協議会が検討を行ううえで、データの提供、調査など必要な支援を行い、協議・連携を図るものとします。

2. 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画を実行後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていく必要があります。

このため本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、毎年度、稲美町地域自立支援協議会で点検、評価を実施したうえで、稲美町障害者福祉推進協議会に報告し、進行管理を行い、今後の施策・活動に反映するよう検討していきます。

PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

3. 計画の情報発信

障がい福祉サービスや各種障がいのある人の支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について住民の理解を深めるため、広報、ホームページなどの媒体や出前講座の開催などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

資料編

稲美町障害者福祉推進協議会 協議内容

日 程	議 題
第 1 回 令和 2 (2020) 年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要について ・ 計画の骨子案について ・ アンケート、事業所・障がい者団体調査票について ・ 今後のスケジュールについて
第 2 回 令和 2 (2020) 年 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査、事業所・障がい者団体調査結果について ・ 計画（素案）について ・ パブリックコメントについて
第 3 回 令和 3 (2021) 年 2 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画の承認について

稲美町障害者福祉推進協議会 委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
一般社団法人加古川医師会	宮 本 和 明
稲美町身体障害者福祉協議会	吉 田 省 二
稲美町民生委員児童委員協議会	大 前 勝 彦
稲美町ろうあ協会	岩 林 恵 子
稲美町手をつなぐ育成会	魚 住 直 子
特定非営利活動法人 稲美町つくしとすぎなの会	熊 本 正 信
社会福祉法人 こぼと会	鳴 瀬 敏 雄
社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会	大 野 千 春
加古川公共職業安定所	西 海 知 世
加古川健康福祉事務所	牧 野 宏 成

第6期いなみ障がい福祉計画

■発行年月：令和3（2021）年3月

■発行：兵庫県稲美町

■編集：稲美町 健康福祉部 地域福祉課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1

TEL(079)492-9136 FAX(079)492-8030